

免除・納付猶予

ケーススタディー①

会社を退職したときの
免除申請手続き

ケーススタディー②

さかのぼって
免除を申請するときの手続き

免除・納付猶予



免除・納付猶予



このケーススタディーは、平成27年4月1日時点の法令に基づき制作されています

免除・納付猶予

ケーススタディー①

『会社を退職したときの免除申請手続き』

(特例免除)



講師
工藤悠真

【学習目標】

- * 失業等を理由とする特例免除の手続きについて理解する
- * 免除申請書の記入や手続きのご案内において注意すべきポイントを確認する
- * 免除による年金額への影響や追納制度などについて、お手続きガイドを活用したわかりやすい案内方法を習得する



ナビゲーター
永年美結

保険料の免除制度（法第89条～第90条の3、平成16年改正法附則第19条等）

保険料の免除

法定免除

制度

1

障害基礎年金や生活扶助を受けている方に「**法定免除**」制度

現在、障害基礎年金、障害校正（共済）年金の1級・2級の受給権者、生活保護法等による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立保養所などに入所している方は保険料が免除されます。

申請免除

制度

2

経済的に保険料が納められない方に「**申請免除**」制度

収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部※が免除されます。

※全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の4種類がある。

納付猶予

制度

3

20歳以上の学生さんに「**学生納付特例**」制度

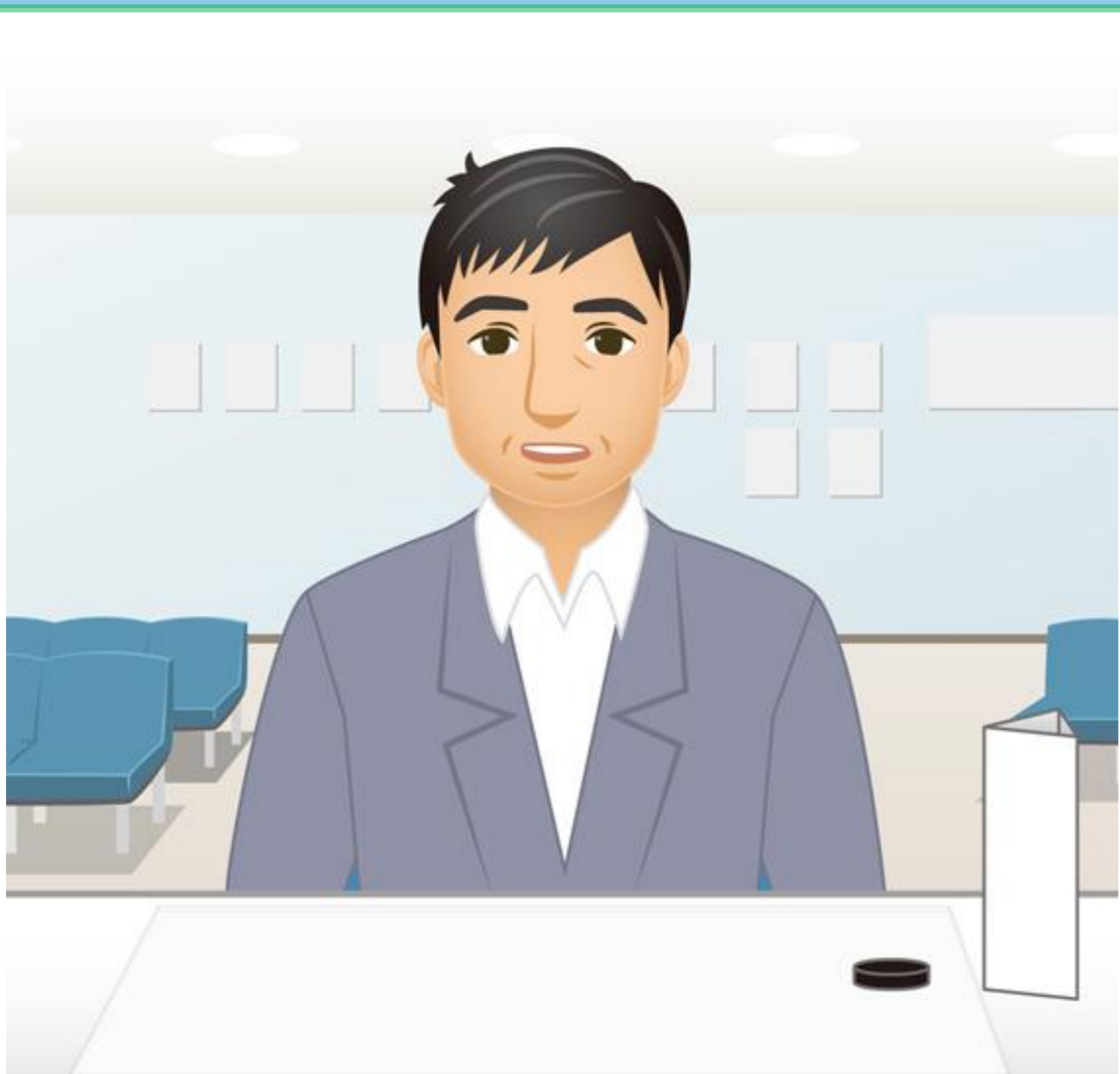
学生で前年所得が基準以下の人は在学期間中の保険料を納めることが猶予されます。

制度

4

30歳未満の方に「**若年者納付猶予**」制度

30歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料が猶予されます。



相談者のプロフィール

氏名：井上 孝夫（いのうえ たかお）

年齢：42歳

相談内容：平成27年8月31日会社を退職。2号から1号への種別変更手続きを行ったが、保険料の負担が厳しいため免除制度について聞きたい

家族：専業主婦の配偶者、2人の子どもと暮らしている（世帯主は来訪者）

このケースでは、ケーススタディー『加入・喪失・各種変更』の途中から会話が始まります。

国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金制度は保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。

申請免除

⇒ 申免、若年 (No.16)

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得*が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

※ 1月から6月までに申請される場合は前々年所得

なお、学生の方は対象外のため、学生納付特例制度の対象となります。

審査対象者：本人・配偶者・世帯主

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

※ 審査は7月～翌年6月で行います。

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「全額免除」か「一部免除」があります。 ※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

免除制度の手続きをすると

免除の種類	所得	免除期間中に納める保険料 (月額)	
		免除期間中に納める保険料 (月額)	(平成27年度)
全額免除	57万円	0円	
4分の3免除	93万円	3,900円	
半額免除	141万円	7,800円	
4分の1免除	189万円	11,690円	

例え、単身の場合

免除されると将来の年金は一

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	8分の7	○
保険料未納	×	×	×
学生納付特例	○	×	○
若年者納付猶予	○	×	○

！ ご注意ください！

一部免除の期間中、必要な保険料を納めない「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。

あの、しばらくは雇用保険の失業手当以外に収入が見込めない状況で、やっぱり2人で月3万円以上の保険料の負担は厳しいのですが、何とかありませんか。



はい。国民年金には保険料を納めるのが難しいときに、保険料を免除できる制度がございます。免除の申請をしていただくと、井上様のように失業された方の場合、特例としてご本人の前年の所得金額に関わらず審査することができます。

助かります。



国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金制度は保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。

申請免除

⇒ 申免、若年 (No.16)

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得*が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

*1月から6月までに申請される場合は前々年所得

なお、学生の方は対象外のため、学生納付特例制度の対象となります。

審査対象者：本人・配偶者・世帯主

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

* 審査は7月～翌年6月で行います。

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「全額免除」か「一部免除」があります。 ※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

免除制度の手続きをすると

例え、単身の場合	免除の種類		免除期間中に納める保険料(月額)	
	所得	57万円	93万円	141万円
全額免除	所得	57万円	93万円	0円
4分の3免除	所得	93万円	141万円	3,900円
半額免除	所得	141万円	189万円	7,800円
4分の1免除	所得	189万円		11,690円

免除されると将来の年金は—

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	8分の7	○
保険料未納	×	×	×
学生納付特例	○	×	○
若年者納付猶予	○	×	○

！ ご注意ください！

一部免除の期間中、必要な保険料を納めないで「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。



国民年金の免除制度は井上様の配偶者や世帯主の方も審査の対象となります。もし、それぞれの方にある程度の所得があった場合は、保険料の一部を納める免除となったり、免除に該当しなかったりします。

また、免除を受けた期間は、保険料を全額納めたときと比べて、将来受け取る年金の金額が少なくなります。

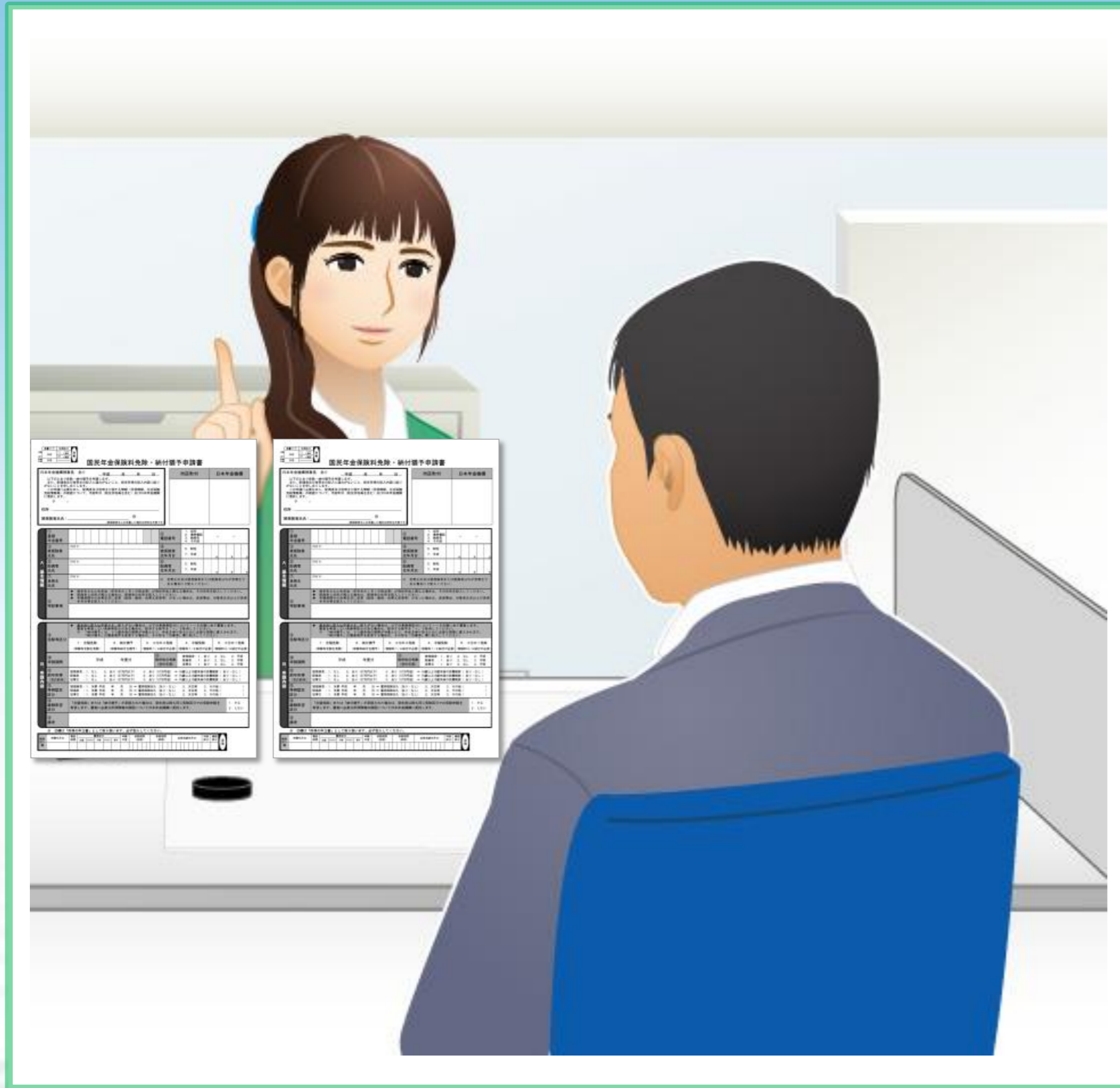
そうかあ。そうなるなら、まずは、私の分だけ申請します。妻の分は申請書をもらって帰るので、家に帰ってから妻と相談して手続きするようにします。





井上様の場合、9月1日付けで国民年金への切り替えとなりますので、免除を申請できるのは国民年金に切り替えた今年の9月から来年の6月までとなります。

来年度以降も免除申請をご希望される場合は、今お持ちの雇用保険関係の書類をお持ちになってあらためてご来訪ください。



No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

✓ 審査基準

■ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

✓ 審査基準

■ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予 [※]	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円





井上様ご本人は、失業されていますのでその事実の審査をし、所得による審査はございません。ただ、世帯主と配偶者については、所得審査の対象になります。世帯主は井上様ご自身ですか。

ええ、私が世帯主です。



そうしますと、所得審査の対象者は奥様のみとなりますが、奥様は前年に所得がございますか？

いいえ、所得はありません。



免除・納付猶予

免除申請書の記入方法



承知しました。それでは、申請書の書き方をご説明いたします。まず、井上様の基礎年金番号・電話番号・お名前・生年月日、奥様のお名前・生年月日をご記入ください。

記入できました。私が世帯主ですので「世帯主」の欄は書かなくていいですかね。



国民年金保険料免除・納付猶予申請書

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

国民年金機構理事長 あて 平成〇〇年〇〇月〇〇日

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
 ○提出年月日をご記入ください。
 ○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他 00-0000-0000	配偶者および世帯主について ○今年度分を申請する場合は、現在の配偶者・世帯主を記入してください。 ○過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。 ○世帯主氏名は、被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。 ※ 配偶者については、別居中であっても記入してください。この場合、別居中の配偶者の住所を「⑧特記事項」欄にご記入ください。
③ 被保険者氏名	姓(フリガナ) コクネン 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成 0 4 0 5 2 0	
⑤ 配偶者氏名	姓(フリガナ) コクネン ハナコ	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成 0 4 0 8 1 0	
⑦ 世帯主氏名	姓(フリガナ) コクネン イチロウ	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。		
⑧ 特記事項	● 税申告された住所地(申告年の1月1日時点等)が現住所と異なる場合は、その住所を記入してください。 ● 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ● 申請期間中の世帯状況に変更(結婚・離婚・世帯主変更等)があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇			
⑨ 免除等区分	● 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1~5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑭備考」欄に記入してください。			
⑩ 申請期間	1. 全額免除 (保険料全額を免除) 2. 納付猶予 (保険料納付を猶予) 3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要) 4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要) 5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)			
⑪ 前年所得(⑩の前年)	平成 26 年度分 税申告の有無(⑩の年度) 被保険者: 1. あり ② なし ③ 不明 配偶者: 1. あり 2. なし ③ 不明 世帯主: ① あり 2. なし ③ 不明			
⑫ 特例認定区分	被保険者: ① なし ② あり(57万円以下) ③ あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 配偶者: ① なし ② あり(57万円以下) ③ あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 世帯主: 1. なし 2. あり(57万円以下) ③ あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)			
⑬ 備考	被保険者: ① 失業平成26年4月1日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者: 1. 失業平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主: 1. 失業平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()			
⑭ 備考	「⑨免除等区分」欄 ○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「×」で抹消してください。 「⑩申請期間」欄 ○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。 ○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。 (例:平成26年度分) ⇒平成26年7月分~平成27年6月分 ※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。 ○過去期間は、申請書が受理された月から2年1ヵ月前(までに保険料が納付済)までです。			

免除・納付猶予

免除申請書の記入方法



はい。世帯主欄は空欄にしておいてください。ところで、井上様は全額免除をご希望でしょうか。この申請書では、ここに書いてある順番で、全ての免除等の審査をいたします。もし希望しない免除区分がございましたら、番号⑨の欄の「免除等区分」にバツ印を記入してください。



わかりました。

日本年金機構理事長 あて 平成〇〇年〇〇月〇〇日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒123-4567
住所：〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎

（被保険者本人が自署した場合は押印は不要です）

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
○提出年月日をご記入ください。
○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00-0000-0000
③ 被保険者	(フリガナ) コクネン タロウ 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 5 2 0
	(フリガナ) コクネン ハナコ 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 8 1 0
	(フリガナ) コクネン イチロウ 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
特記事項	税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。			
	日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇			

配偶者および世帯主について
○今年度分を申請する場合は、現在の配偶者・世帯主を記入してください。
○過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
○世帯主氏名は、被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。
※ 配偶者については、別居中であっても記入してください。この場合、別居中の配偶者の住所を「⑧特記事項」欄にご記入ください。

⑨ 免除等区分

1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
-----------------------	-----------------------	----------------------------	--------------------------	----------------------------

⑩ 申請期間

平成 26 年度分

⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)

被保険者：1. あり ② なし 3. 不明
配偶者：1. あり 2. なし ③ 不明
世帯主：① あり 2. なし 3. 不明

⑫ 前年所得 (⑩の前年)

被保険者：1. なし ② あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)
配偶者：① なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)
世帯主：1. なし 2. あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)

⑬ 特例認定区分

被保険者：① 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()
配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()
世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()

⑭ 継続希望区分

「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。

① する
2. しない

⑮ 備考

失業後の期間に限り申請

※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。

「⑨免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「×」で抹消してください。

「⑩申請期間」欄
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。
(例：平成26年度分)
⇒平成26年7月分～平成27年6月分
※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。
○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
平成 24 年度分	平成24年7月～平成25年6月	平成23年中の所得
平成 25 年度分	平成25年7月～平成26年6月	平成24年中の所得
平成 26 年度分	平成26年7月～平成27年6月	平成25年中の所得

「⑬特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難している

「⑪税申告の有無」欄
○「⑩申請期間」に記入した年度の前年所得について、税申告(住民税申告・確定申告等)を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」に

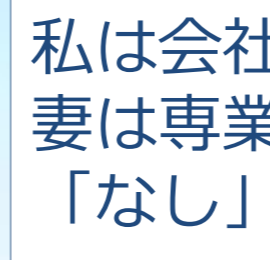
免除・納付猶予

免除申請書の記入方法

① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00- 0000 -0000	
③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン タロウ 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 5 2 0	
⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン ハナコ 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 8 1 0	
⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン イチロウ 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。			
⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 ○○県○○郡○○町○-○ 配偶者住所 ○○県○○市○○町○-○				
⑨ 免除区分	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。				
	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	平成 26 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり ② なし ③ 不明 配偶者：1. あり ② なし ③ 不明 世帯主：① あり ② なし ③ 不明	
⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 配偶者：① なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 世帯主：1. なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)				
⑬ 特例認定区分	被保険者：① 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) ② 天災等 ③ その他 () 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 ③ その他 () 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 ③ その他 ()				
⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。				① する ② しない
⑮ 備考	失業後の期間に限り申請		※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。		



⑩欄の申請期間は平成27年9月から平成28年6月分の申請となりますので、「平成27年度分」と記入してください。⑪欄は、井上様と奥様それぞれの平成26年中の所得について、確定申告など税申告の「あり・なし・不明」のいずれかに○印を付けてください。



私は会社で年末調整を受けたから「あり」に○、妻は専業主婦で確定申告をしていないから「なし」に○。これでいいですね。



はい。では、⑫欄の前年所得は、同様に平成26年1月から12月までの間の井上様と奥様の所得内容について記入してください。

「⑬特例認定区分」欄
 ○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格

① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00- 0000 -0000
③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン タロウ 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	⑤ 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 5 2 0
⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン ハナコ 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	⑤ 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 8 1 0
⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン イチロウ 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 ○○県○○郡○○町○-○ 配偶者住所 ○○県○○市○○町○-○			

⑨ 免除等区分	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。 審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。 「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。				
	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	平成 26 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者：1. あり ② なし ③ 不明 配偶者：1. あり ② なし ③ 不明 世帯主：① あり ② なし ③ 不明	
⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者：1. なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 配偶者：① なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし) 世帯主：1. なし ② あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)				
⑬ 特例認定区分	被保険者：① 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) ② 天災等 ③ その他 () 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) ② 天災等 ③ その他 () 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) ② 天災等 ③ その他 ()				
⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。				① する ② しない
⑮ 備考	失業後の期間に限り申請		※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。		

「⑬特例認定区分」欄
 ○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格



免除・納付猶予

免除申請書の記入方法

① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00- 0000 -0000
③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン タロウ 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 7. 平成	0 4 0 5 2 0
⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン ハナコ 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 7. 平成	0 4 0 8 1 0
⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン イチロウ 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所(申告年の1月1日時点等)が現住所と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間に変更(結婚・離婚・世帯主変更等)があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点: ○○県○○郡○○町○-○ 配偶者住所: ○○県○○郡○○町○-○			

⑨ 免除等区分	◆ 基本的に記入は... 審査を希望しない場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」が対象となる場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。			
	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩ 申請期間	平成 26 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者: 1. あり ② なし 3. 不明 配偶者: 1. あり 2. なし ③ 不明 世帯主: ① あり 2. なし 3. 不明
⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者: 1. なし ② あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 配偶者: ① なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 世帯主: 1. なし 2. あり(57万円以下) ③ あり(57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)			
⑬ 特例認定区分	被保険者: ① 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()			
⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。			① する 2. しない
⑮ 備考	失業後の期間に限り申請 ※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。			

「⑬特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格

えーと、妻は無収入だから、所得は「なし」に○、わたしは年収で400万円だったから・・・。



収入で400万円でしたら「あり(57万円超)」に○印を付けてください。16歳以上19歳未満のお子様はいらっしゃいますか。

高校生と中学生の子が1人ずついます。



では、「16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)」の「あり」に○印を付けてください。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の氏名	続柄	生年月日	別居の場合の住所

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

印



No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

審査基準

- 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予※	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

配偶者住所 ○○県○○市○○町○-○

◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1~5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。
※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑮備考」欄に記入してください。

	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
--	-----------------------	-----------------------	----------------------------	--------------------------	----------------------------

平成 26 年度分

⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)

被保険者: 1. あり ② なし 3. 不明
配偶者: 1. あり 2. なし ③ 不明
世帯主: ① あり 2. なし 3. 不明

⑫ 前年所得 (⑩の前年)

被保険者: 1. なし ② あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)
配偶者: ① なし 2. あり (57万円以下) 3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)
世帯主: 1. なし 2. あり (57万円以下) ③ あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)

⑬ 特例認定区分

被保険者: ① 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()
配偶者: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()
世帯主: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 2. 天災等 3. その他 ()

⑭ 継続希望区分

「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。

① する
② しない

⑮ 備考

失業後の期間に限り申請

※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。

「⑬特例認定区分」欄

○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。

○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。

○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑭継続希望区分」欄

○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。

※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑮備考」欄

○3枚目(本人控)裏面の注意事項の1.(6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。

○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。

※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。

○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。



⑬の特例認定欄の失業に○印と退職日の翌日の年月日、それから雇用保険加入の「あり・なし」のいずれかに○印を記入してください。

わかりました。⑭欄の「継続希望区分」は何も書かなくていいの？





今回の井上様の場合には、失業等による特例の免除ですので、継続には該当いたしません。継続希望ができる方は、所得審査のみで全額免除または納付猶予の承認を受けた方です。

翌年度以降も引き続き全額免除または納付猶予の申請を希望する方は、この申請書の⑭欄に記載していただきます。そうすると翌年度にあらためて申請を行わなくても継続して申請があったものとして審査できます。

ただ、先ほど申し上げたように今回の井上様の場合は、失業等による特例免除になりますので、申請の際は、毎年退職した日付を確認させていただく必要があります。

したがって、翌年度も免除を希望される場合はあらためて雇用保険関係の書類をお持ちいただき、免除を申請いただくこととなります。ですから、継続希望区分の欄は「しない」に○を付けてください。

不手元以後は！

■ 来年度以後、年度毎に申請が必要となります。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
申請免除	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	○ ※全額免除および若年者納付猶予のみ

継続申請

全額免除および若年者納付猶予については、申請するときに翌年度以後も継続して申請することを申し出ることによって、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。

ただし、次の場合は翌年度にあらためて申請手続きが必要です。

- ・全額免除・若年者納付猶予が承認されなかった場合
- ・一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）で承認された場合
- ・失業や天災による被害などの理由により承認を受けた場合
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認を受けた場合
- ・特別障害給付金を受給していることにより承認を受けた場合
- ・配偶者もしくは世帯主の異動等により、一部免除や若年者納付猶予から全額免除など、免除の種類の変更を希望する場合

■ 免除等の申請をした後に前年所得の修正があった場合は、年金事務所にご連絡ください。

	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
B. 申請内容					
⑩ 申請期間	平成 ○○ 年度分		⑪ 税申告の有無 (⑩の年度)	被保険者: 1. あり ② なし 3. 不明 配偶者: 1. あり 2. なし ③ 不明 世帯主: ① あり 2. なし 3. 不明	
⑫ 前年所得 (⑩の前年)	被保険者: 1. なし ② あり (57万円以下) 配偶者: ① なし 2. あり (57万円以下) 世帯主: 1. なし 2. あり (57万円以下)	3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)	3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)	3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)	3. あり (57万円超) ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族 (あり・なし)
⑬ 特例認定区分	被保険者: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 配偶者: 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし) 世帯主: ① 失業 平成○○年 ○月○○日 ⇒ 雇用保険加入 (あり・なし)	2. 天災等	3. その他 ()	2. 天災等	3. その他 ()
⑭ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。				① する 2. しない
⑮ 備考	失業後の期間に限り申請		※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。		

「⑬特例認定区分」欄

- 失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。
- 災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
- 生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑭継続希望区分」欄

- 承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
- ※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑮備考」欄

- 3枚目 本人控 裏面の注意事項の1. (6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。
- 申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入して

「x」で抹消してください。

「⑩申請期間」欄

- 免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
- 免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。
(例:平成26年度分)
⇒平成26年7月分～平成27年6月分
- ※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。
- 過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

記入例	申請期間	審査の対象となる前年所得
平成24年度分	平成24年7月～平成25年6月	平成23年度分
平成25年度分	平成25年7月～平成26年6月	平成24年度分
平成26年度分	平成26年7月～平成27年6月	平成25年度分

「⑬特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピーなど)を添付してください。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。
「⑭継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。
「⑮備考」欄
○3枚目 本人控 裏面の注意事項の1. (6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入して



記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。


国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 へて 平成〇〇年〇〇月〇〇日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
 また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
 この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒123-4567

住所：〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎 
(被保険者本人が自署した場合は押印は不要です)

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄

○提出年月日をご記入ください。

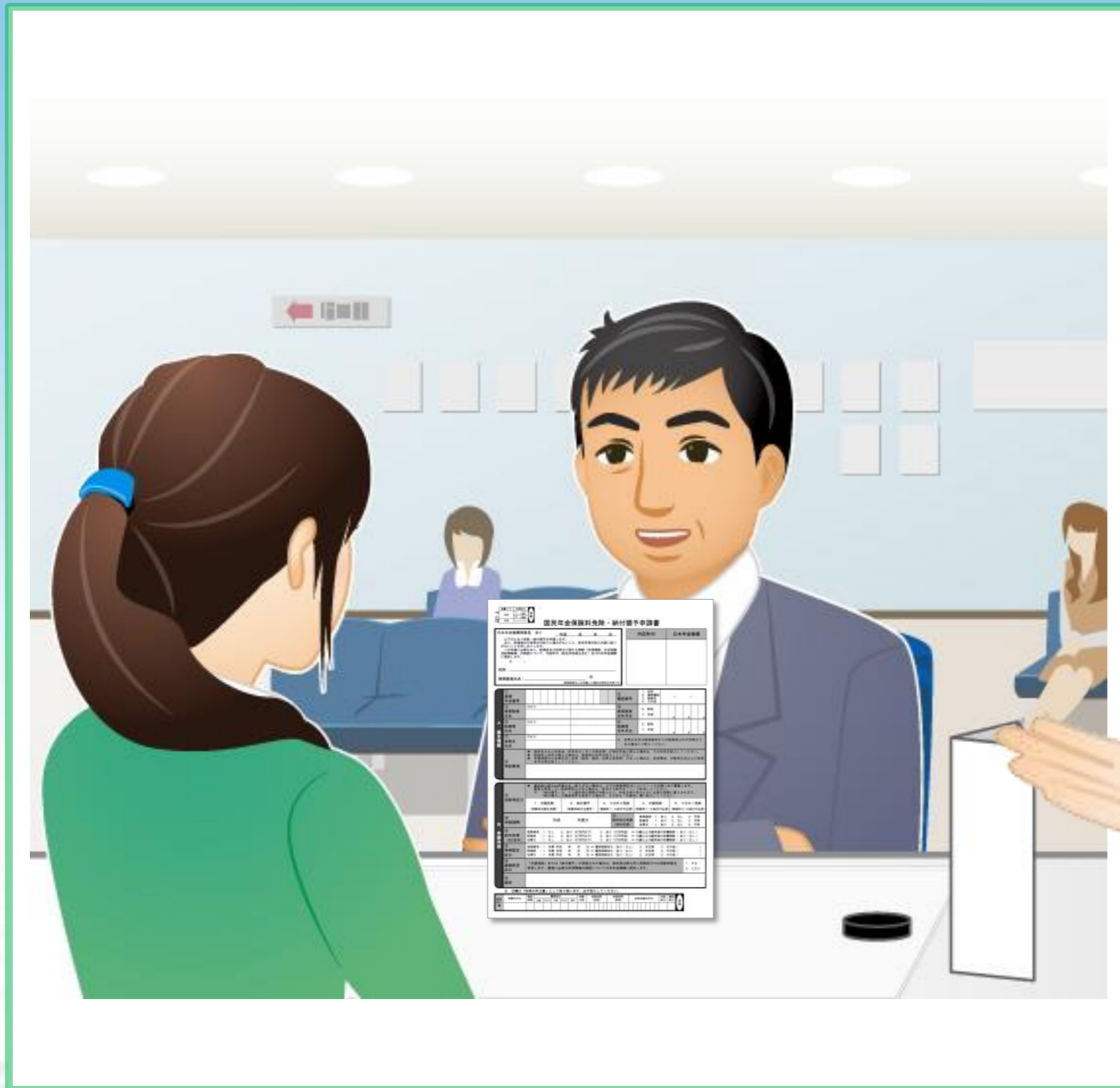
○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所
 さいかのぼって免除等の承認が取り消し等となりま
 記名押印してください。

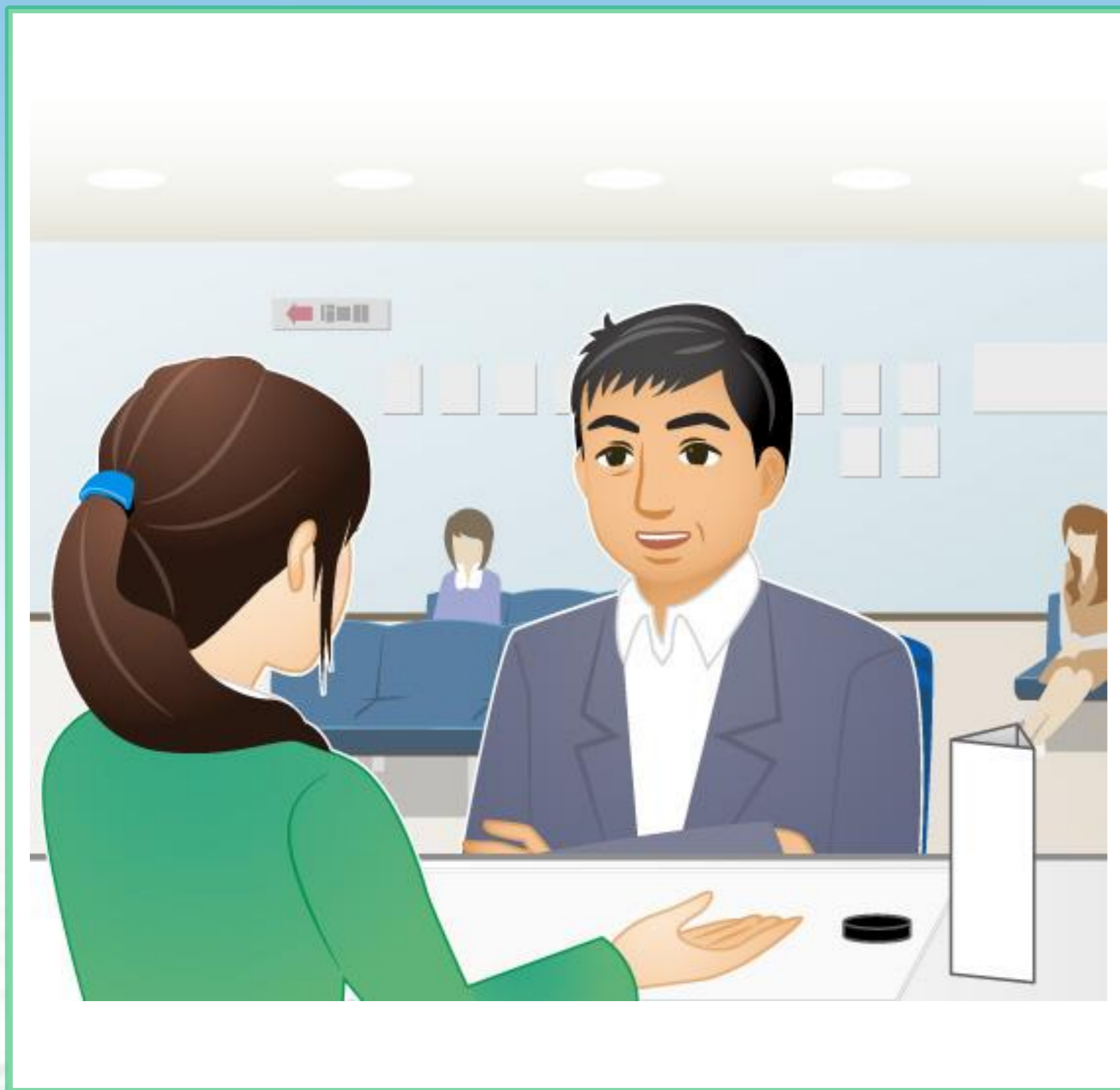
A. 基本情報	① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00-0000-0000
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン タロウ 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 5 2 0 年 月 日
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン ハナコ 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 8 1 0 年 月 日
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン イチロウ 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇				

⑨ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。
 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。
 ※ 「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑨備考」欄に記入してください。



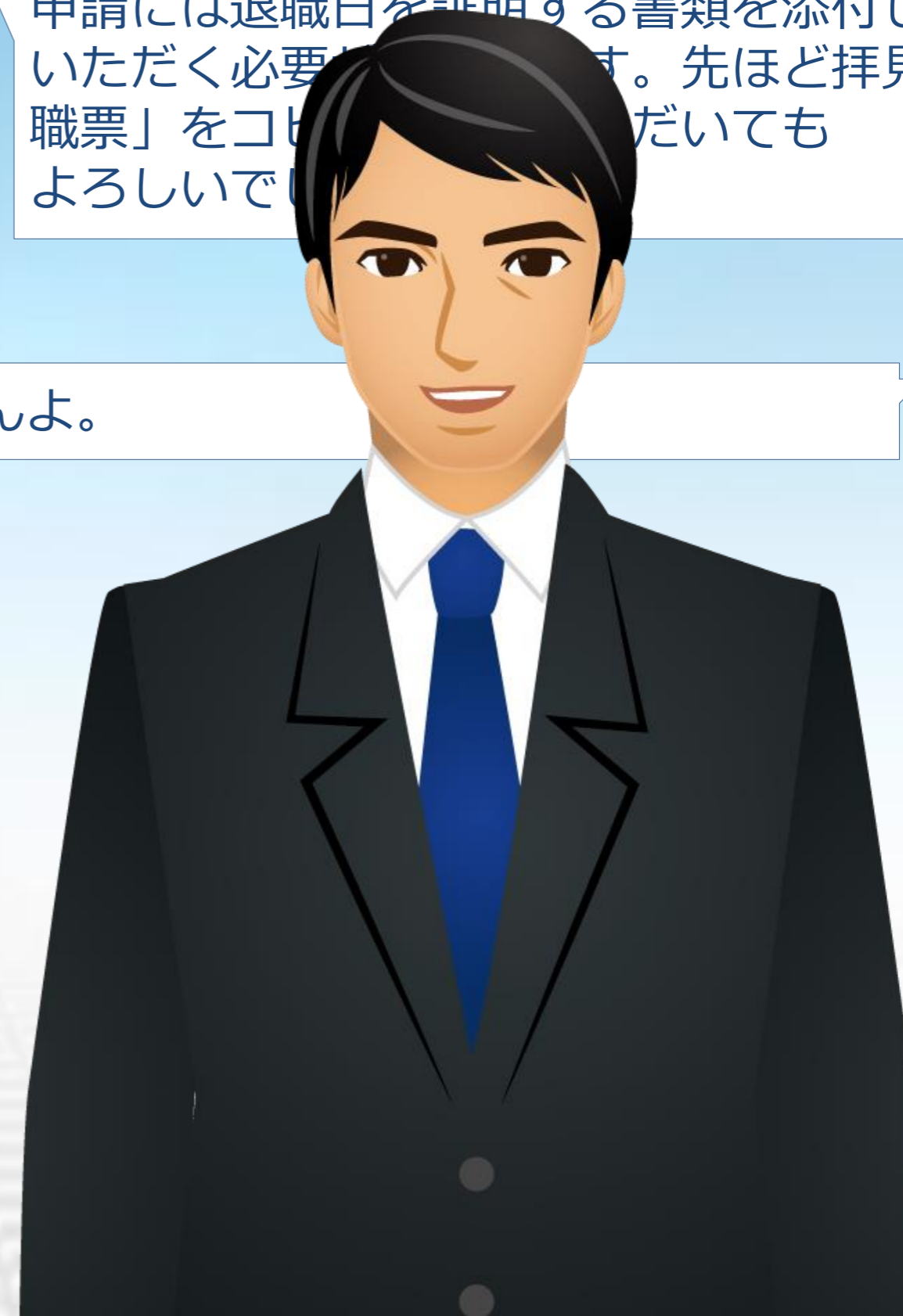
最後に、申請書の最上段の枠内に「住所・被保険者氏名・本日の日付」をご記入ください。





ありがとうございました。失業による特例免除の申請には退職日を証明する書類を添付していただく必要があります。先ほど拝見した「離職票」をコピーして添付いただいてもよろしいです。

構いませんよ。



免除申請の留意事項および 申請後の被保険者の状況変更に伴う届け出





留意事項

- 1 申請後、日本年金機構からおおむね2～3か月後に審査結果が送付される
- 2 申請日後に、申請期間にかかる保険料を納付した場合は、後日還付される



留意事項

- 3 申請が却下となった場合、保険料の納付が必要。納付書がない場合は、年金事務所で再発行できる
- 4 免除等の承認期間中に学生となった場合は、学生納付特例の申請が必要



留意事項

- 5 申請した期間中に学生の期間があった場合は、あらためて学生納付特例申請書の提出が必要
- 6 口座振替を利用の場合、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となる。承認期間が終了後に再開



留意事項

- 7 修正申告等で前年所得が変更となったときは、年金事務所へ連絡する



申請後に配偶者・世帯主等に変更があった場合

- 1** 審査結果（承認・却下通知）が日本年金機構から届く前に変更があった場合
 - a) 結婚や世帯主変更（父母等と同居の開始など）の場合
→連絡は不要
 - b) 離婚や世帯分離（父母等でなく自分や配偶者が世帯主になったなど）の場合
→年金事務所へ連絡



申請後に配偶者・世帯主等に変更があった場合

- 2 審査結果が届いた後に離婚や世帯分離があった場合
 - c) 再審査（却下→再審査、一部免除→全額免除、納付猶予→全額免除等）を希望する場合は、再度申請が必要



第1号被保険者でなくなった場合

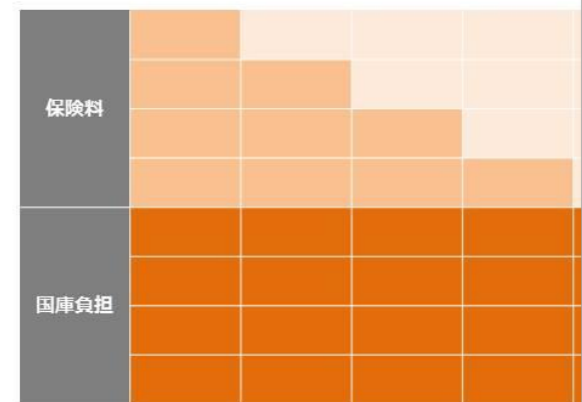
免除等の承認後に、

- 第2号被保険者（会社員等）や
第3号被保険者（会社員等の被扶養配偶者）
となった場合
- 第1号被保険者でなくなった場合
→自動的に免除等期間でなくなる

No.19-1 保険料負担と年金額の関係は？

☑ 保険料負担と年金額の関係

免除の種類毎の1か月の保険料額と1か月あたりの年金額の関係



	① 納付済期間	② 4分の1免除	③ 半額免除	④ 4分の3免除
1か月の保険料額※1	15,590円	11,690円	7,800円	3,900円
年金額に反映される割合	1	7/8	6/8	5/8
(参考) 1か月あたりの年金額※2	1,625円	1,421円	1,218円	1,015円

※1 平成27年度の保険料額
 ※2 平成27年度の老齢基礎年金の満額(780,100円)を基に推計
 保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなりますが、年金額を増やすことができます。

平成27年度版

No.20-1 追納について

☑ 「追納」とは？

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を増やすために、**10年以内**であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める(追納)することができます。
 例：平成27年11月に追納できるのは平成17年11月分からとなります。

☑ いくら納めればいいのか？

	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成17年度の月分	14,880円	-	7,440円	-
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,630円	3,810円

加算
追納
追納加算額はあり
ません

☑ 手続き

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。

☑ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
 (例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

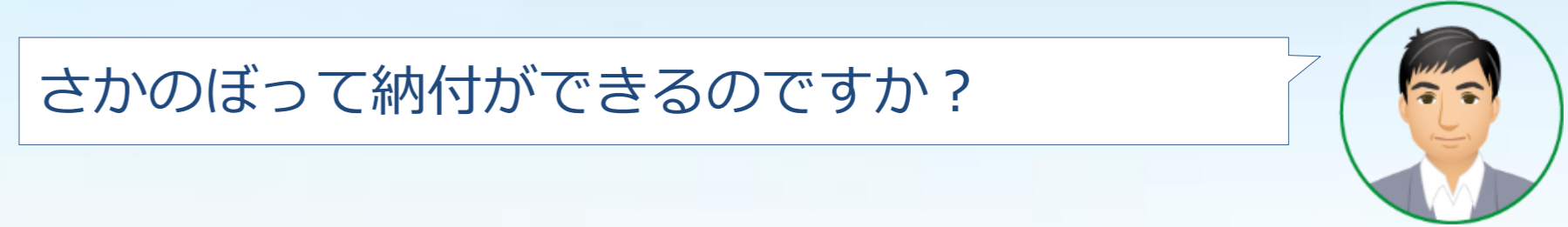
平成27年度版

20150401 : A2-01-15



最後にもう一点だけご案内します。免除を受けた期間は、保険料を全額納付したときと比べて将来受け取る老齢基礎年金の金額が少なくなります。

ですが、あとから保険料を納付できる「追納」制度を利用することによって増やすことが可能です。10年以内であれば、免除された期間の保険料をさかのぼって納付することができます。



さかのぼって納付ができるのですか？

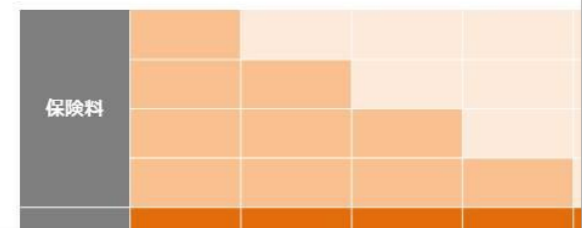


はい。そうすることで将来受け取る年金額を増やすことができます。追納保険料は3年度以上さかのぼって保険料を納める場合には当時の保険料に一定額が加算されます。納付できるようになりましたら早めにお手続きいただくことをお勧めいたします。

No.19-1 保険料負担と年金額の関係は？

✓ 保険料負担と年金額の関係

免除の種類毎の1か月の保険料額と1か月あたりの年金額の関係



No.20-1 追納について

✓ 「追納」とは？

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料を

✓ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

平成27年度版

20150401 : A2-01-15

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間に追納したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。追納することで、追納した期間の年金額を増やすことができます。

✓ 手続き

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。

✓ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。

平成27年度版

平成27年度版

20150401 : A2-01-15

なるほど。将来もらえる年金が減るのは困るから、なるべく追納できるようにします。



追納のご相談やお申し込みは直接年金事務所にお問い合わせください。また、追納についての注意点がこちらに記載してありますのでご確認ください。

わかりました。



保険料の追納について





保険料の追納について

No.20-1 追納について

「追納」とは？

注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。

平成27年度版

20150401 : A2-01-15

注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、未納期間となるため、追納できません。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることとなります。

平成27年度版

20150401 : A2-01-15



保険料の追納について

✔ いくら納めればいいのか？

	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成17年度の月分	14,880円	-	7,440円	-	
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円	
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円	
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円	
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円	
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円	
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円	
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円	
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円	
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,630円	3,810円	

追納加算額はありません

一部免除の承認を受けた期間





一部免除の承認を受けた期間

No.16-6 申請免除・若年者納付猶予制度

手続き後は？

申請書等
(No.16)

■ 審査結果について

日本年金機構から **届出後2~3カ月後**に審査結果が送付されます。決定通知書が届くまでの間、

■ 承認された場合の注意点

審査の結果（承認通知）、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、**あらためて、納めるべき額が記載された納付書が届きます。**

なお、継続申請を希望していた場合であっても一部免除で承認されたときは継続申請が無効となります（**来年度も免除を希望される場合は申請手続きが必要です**）。

将来の年金額を増やすには？

追納
(No.20)

追納制度（後払い）を利用すれば、過去10年以内の保険料を追納（後払い）することができ、将来の年金額を増やすことができます。

平成27年度版

20150401 : A2-01-6

免除・納付猶予



免除・納付猶予

ケーススタディー

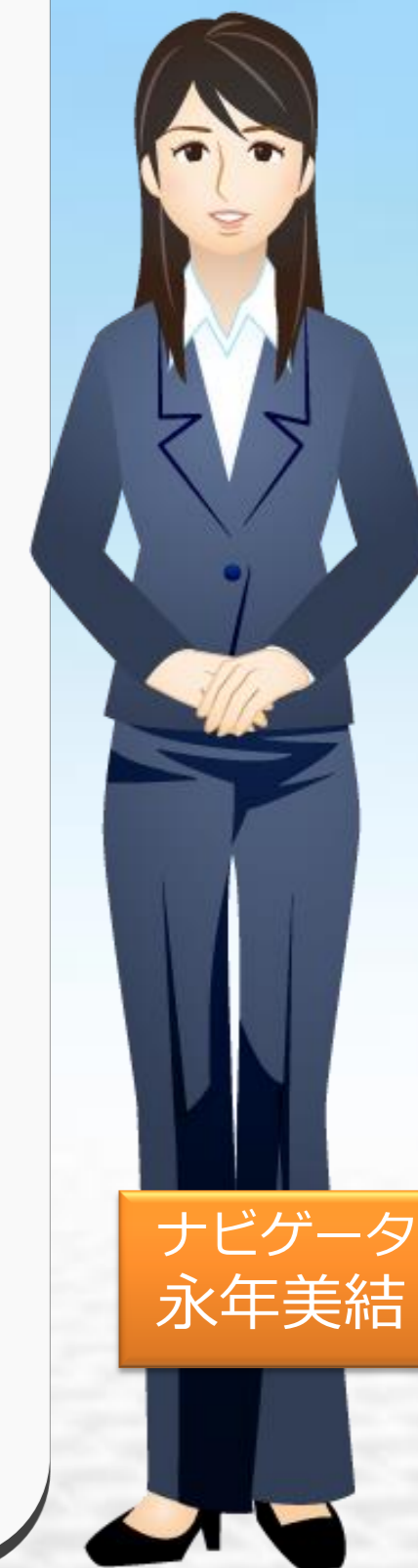
『申請免除の遡及申請の手続き』



講師
工藤悠真

【学習目標】

- * 過去にさかのぼって免除申請を行う場合の、免除制度の種類、申請可能な期間、所得等の要件について理解する
- * 免除対象期間に関する来訪者への聞き取りや情報整理の仕方を習得する



ナビゲーター
永年美結



相談者のプロフィール

氏名：山田 真一（やまだ しんいち）

年齢：35歳

来訪理由：数年間国民年金保険料を支払っていなかったが、年金事務所から役場で免除の相談をするように言われ来訪した。

家族：本人、妻、長男

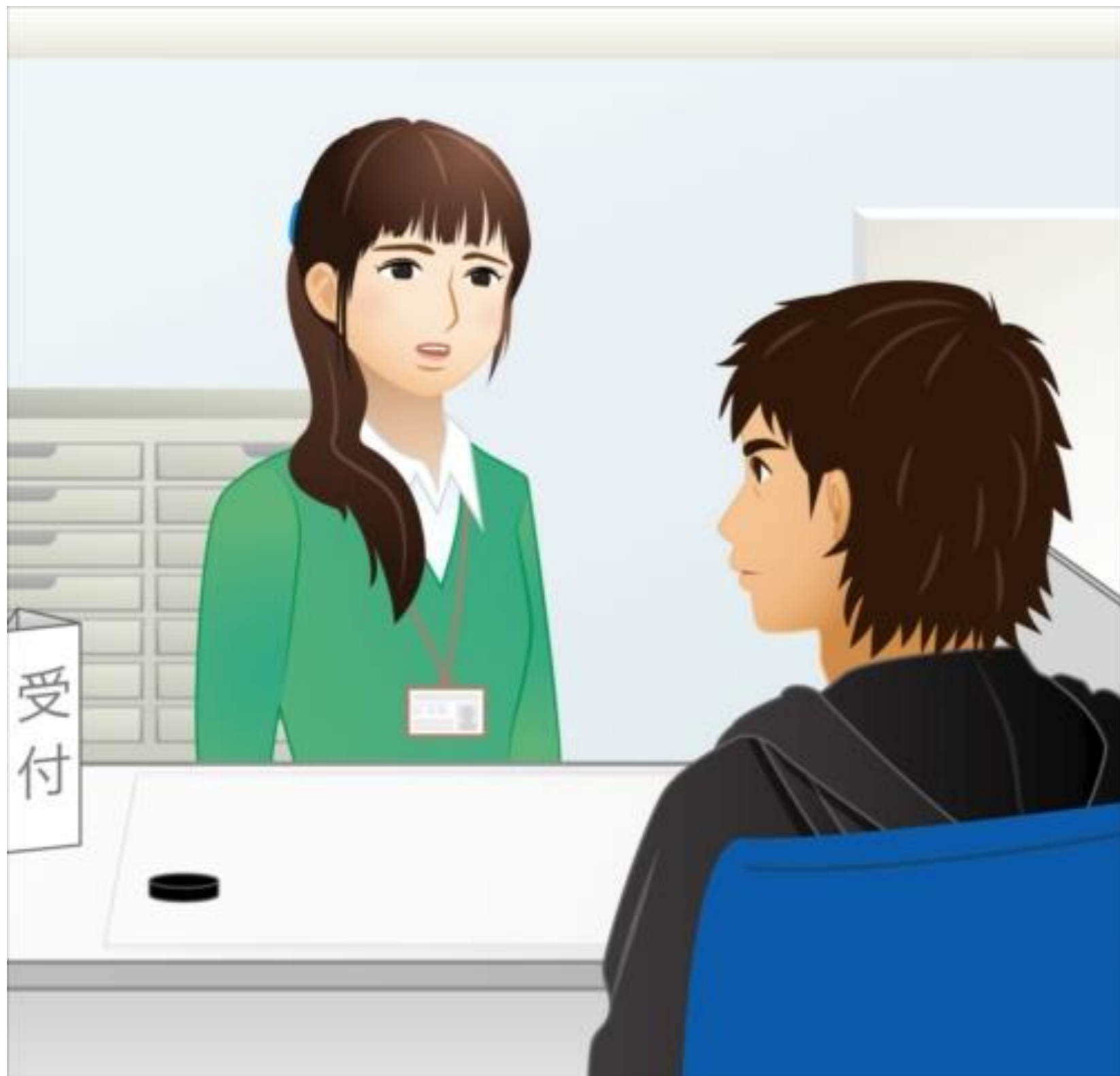


こんにちは。年金に関するご用件でしょうか。



私と妻の分の国民年金の保険料をお金がないからずっと支払っていなかったら、年金事務所から、今日はもってこなかったけど、保険料の支払を督促する文書が来て、

中を見たらこれ以上保険料を滞納した場合、督促とか財産差し押さえとか書いてあったので、驚いて年金事務所に電話したら、役場に行って、はやく国民年金保険料の免除の相談をした方がいいと言われたから急いで来たんだけど・・・差し押さえるってどういうことですか？年金って老後のことでしょ、ずっと先のことだし、年金は納めても、納めなくてもいいのではないですか。それに保険料の免除って初めて聞いたけど、それって納めないことと一緒になんじゃないんですか。免除の手続きとか面倒に思うんですけど！



本日はわざわざお越しいただき、たいへんありがとうございます。国民年金の保険料の免除についてご説明させていただきたいのですが、本日お時間はございますか。

今日はそのために来たから時間は大丈夫だけど、手短かにしてくださいね。



かしこまりました。まず、年金の制度についてご説明します。日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は全員、国民年金に加入して、保険料を納めなければならないと法律で決められています。

工場で働いていたときは給料から健康保険やいろいろな引かれていたみたいだけど。



国民年金の加入者

必ず加入しなければならない人 加入・喪失・変更 (No.1-6) 概要版

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満のすべての人は、国民年金に加入することになっています。国民年金の加入者のことを「被保険者」といい、職業等により次の3種類に分類されます。

第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業者・学生・無職の人など	会社員・公務員など厚生年金保険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人
■加入手続き 市区町村の国民年金担当窓口で行ってください。	■加入手続き 勤務先を通じて手続きを行います。	■加入手続き 配偶者の勤務先を通じて手続きを行います。
■保険料 自分で保険料を納めます。	■保険料 厚生年金・共済年金の保険料を納めます。 (国民年金保険料が含まれます。)	■保険料 自分で保険料を納める必要はありません。

(注) 65歳以上70歳未満の被用者年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当しません。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に 障害基礎年金 病気やけがなどで障がい者になった際に受け取る年金。	将来の“まさか”に 遺族基礎年金 一家の働き手が亡くなった際に、家族や子どもが受け取る年金。	老後の“安心”に 老齢基礎年金 65歳になったら生活費の一部として受け取る年金。
--	---	---

希望すれば加入できる人 ※ただし、加入は申し出たときからになります。

つぎの①～④のいずれかに該当する人は、希望すれば国民年金に任意加入することができます。

- ① 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者
- ② 60歳未満の老齢（退職）年金受給権者
- ③ 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない人や年金額を満額に近づけたい人
- ④ 昭和40年4月1日以前生まれで、満65歳の時点において老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人（65歳以上70歳未満は老齢基礎年金の受給資格期間を満たすまで任意加入することができます。）

加入手続き

お住まいの市区町村窓口で手続きしてください。
※ただし、①のうち、すでに海外に住んでいる人は、国内協力者の有無により手続き先が異なりますので申し出てください。

保険料

自分で保険料を納めます。
※ただし、左記の②～④の人は口座振替または、クレジット納付が原則となります。
口座振替の場合は預（貯）金通帳・届出印、クレジット納付の場合はクレジットカードをご持参ください。

平成27年度版 20150401 : A2-01-5



では、以前はお勤めをされていたのですね、そのときにお給料から引かれていたのは厚生年金保険料です。こちらに書いてありますように「会社員」なら厚生年金、「公務員」なら共済組合に加入することになります。

厚生年金では会社を通じて手続きを行い、保険料も会社が天引きして納めることになります。会社をやめた場合は、ご本人がお住まいの市町村の窓口で国民年金の加入手続きを行い、ご自身で保険料を納めることになります。

国民年金保険料と納め方

国民年金保険料の収納事務は、日本年金機構（年金事務所）が行っています。

第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料 保険料 (No.8)

平成27年度の保険料（平成27年4月～平成28年3月）

定額保険料（月額） **15,590円** 付加保険料（月額） **400円**

- 付加保険料（月額400円）は定額保険料に加えて、より高い年金を受けられるようにするもので、本人の希望により納めることができます。
- 付加加入は申出をしたときからになります。
- 国民年金基金の加入員は、付加保険料を納めることはできません。

保険料はいつまでに納めますか

納付期限は、「**納付対象月の翌月末日**」と定められています。

保険料の納め忘れがあると、将来の老齢基礎年金が少なくなるほか、万一の事故や病気で障害が残ったときの障害基礎年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族基礎年金が受けられない場合があります。

保険料の納め方 保険料 (No.8)

口座振替	金融機関、郵便局、コンビニ等の窓口で納付	クレジットカード納付	電子納付（ペイジー）
------	----------------------	------------	------------

※ 市区町村および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできませんので、ご了承ください。

やりくり上手な納め方 前納 (No.10)

- 保険料を早めに納めること（前納）により**保険料が割引**になります。
 - **前納制度と口座振替をセットにすることでさらに割引**になります。
- ※ クレジットカード納付および口座振替による前納の申し込み期限は、**2年前納、1年前納および6ヵ月前納の上期分が2月末、6ヵ月前納の下期分が8月末**となります。



国民年金の保険料・納付期限・納付方法などはこちらのとおりでございます。

なるほど。



第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
20歳以上50歳未満の自営業者 者・学生・無職の人 な	会社員・公務員など厚生年金保 険や共済組合に加入している人	厚生年金保険や共済組合の加入 者に扶養されている配偶者で20 歳以上60歳未満の人
■加 市区 行つ ■保 自分で	■加入手続き 勤務先を通じて手続きを行いま す。 ■保険料 厚生年金・共済年金の保険料を 納めます。 (国民年金保険料が含まれます。)	■加入手続き 配偶者の勤務先を通じて手続き を行います。 ■保険料 自分で保険料を納める必要はあ りません。

(注) 65歳以上70歳未満の厚生年金の被保険者のうち、老齢基礎年金の受給権を有している人は、第2号被保険者に該当します。そのため、その配偶者は第3号被保険者に該当しなくなります。

“今”も“将来”も“老後”も、国民年金は一生のリスクの備えです。

今の“まさか”に

障害基礎年金

病気やけがなどで障がい者になった際に受け取る年金。

将来の“まさか”に

遺族基礎年金

一家の働き手が亡くなった際に、家族や子どもが受け取る年金。

老後の“安心”に

老齢基礎年金

65歳になったら生活費の一部として受け取る年金。

希望すれば加入できる人 ※ただし、加入は申し出たときからになります。

つぎの①～④のいずれかに該当する人は、希望すれば国民年金に任意加入することができます。

- ① 海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国籍を有する者
- ② 60歳未満の老齢（退職）年金受給権者
- ③ 60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない人や年金額を満額に近づけたい人
- ④ 昭和40年4月1日以前生まれで、満65歳の時点において老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない人（65歳以上70歳未満は老齢基礎年金の受

加入手続き

お住まいの市区町村窓口で手続きしてください。
※ただし、①のうち、すでに海外に住んでいる人は、国内協力者の有無により手続き先が異なりますので申し出てください。

保険料



保険料をきちんと納めていただくことにより、老後に支給される年金だけではなく、万が一の病気やケガなどで障害を負ってしまったときや死亡といったもしものときに備えることができます。

国民年金は、20歳から60歳までに加入することになります。その間には、失業などの理由で保険料を納めることが経済的に難しくなるときもありますので、そのまま保険料を滞納してしまつと、歳をとったときも障害や死亡といったときにも、年金が受け取れなくなってしまうます。

収入が少なくても保険料を納めるのがたいへんなときでも、そのようなリスクに備えられるよう保険料を免除する制度がございます。

年金事務所も免除って言ってたけど。その免除ってどんな制度なの？保険料を納めないこととどう違うんですか？



では、免除制度の概要を説明いたします。



国民年金保険料を納めるのが困難なとき

国民年金制度は保険料を納めていただくことが原則です。しかし、失業や所得の減少等により、国民年金保険料を納めることができない場合があるため、免除や猶予制度があります。

申請免除

申免、若年 (No.16)

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得*が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

*1月から6月までに申請される場合は前々年所得

なお、学生の方は対象外のため、学生納付特例制度の対象となります。

審査対象者：本人・配偶者・世帯主

承認期間：保険料の納付期限から2年を経過していない期間

*審査は7月～翌年6月で行います。

保険料を納めるのが困難な場合は、所得によって「全額免除」か「一部免除」があります。 ※免除申請は年度毎の手続きが必要です。

免除制度の手続きをすると

免除の種類	所得	(平成27年度)	
		免除期間中に納める保険料 (月額)	例え、単身の場合
全額免除	57万円	0円	
4分の3免除	93万円	3,900円	
半額免除	141万円	7,800円	
4分の1免除	189万円	11,690円	

免除されると将来の年金は

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	8分の7	○
保険料未納	×	×	×
学生納付特例	○	×	○
若年者納付猶予	○	×	○

ご注意ください！
一部免除の期間中、必要な保険料を納めないで「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。



お客様のような国民年金の第1号被保険者の方は、経済的な理由などで保険料を納めることが難しくなってしまったときに、保険料が免除される制度を利用できます。

なるほど。



No.16-3 申請免除若年者納付猶予制度

✓ 審査基準

- 審査基準の対象および基準額は、以下となります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予*	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
 - 生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
 - 地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が125万円以下の方
 - 災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
 - 失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
 - 配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
 - 特別障害給付金を受給している方
 - 外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

※ **30歳未満（学生を除く）**で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に申請ができます。



免除を受けるためには通常、ご本人、配偶者、世帯主の方の前年の所得の審査が必要になります。

収入が少ないってことだけで免除を申請できるんだね。知らなかったよ。





免除が承認された期間は、この表のように取り扱われます。保険料を納付した場合と比較して、免除の種類によって将来受け取れる老齢基礎年金が減ります。

ただし、免除を利用することによって障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取れる資格が得られるようになる場合もあります。



そんなにしっかりした制度なら、正直、「払えないからいいや」とほっとかないで、もっと早く相談すればよかった。

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「**全額免除**」か「**一部免除**」があります。 ※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

免除制度の手続きをすると

(平成27年度)
免除期間中に納める保険料(月額)

免除の種類	所得	免除期間中に納める保険料(月額)
全額免除	57万円	0円
4分の3免除	93万円	3,900円
半額免除	141万円	7,800円
4分の1免除	189万円	11,690円

※ 例は、単身の場合

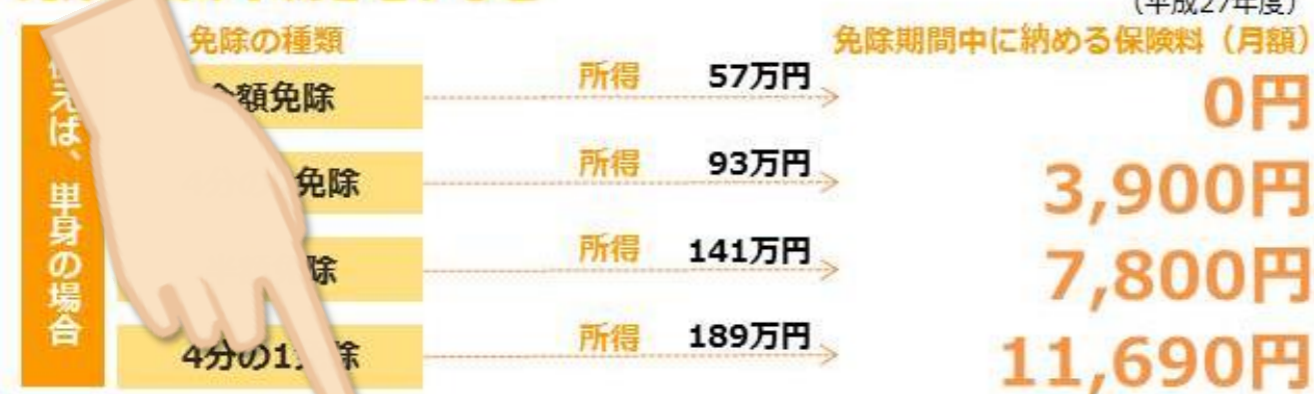
免除されると将来の年金は—

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	8分の7	○
保険料未納	×	×	×
学生納付特例	○	×	○
若年者納付猶予	○	×	○

❗ **ご注意ください!**
一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。

保険料を納めることが困難な場合は、所得によって「**全額免除**」か「**一部免除**」があります。 ※ 免除申請は年度毎の手続きが必要です。

免除制度の手続きをすると



免除されると将来の年金は—

	老齢基礎年金		障害基礎年金・遺族基礎年金
	受給資格	年金額への反映	受給資格
全額免除	○	8分の4	○
4分の3免除	○	8分の5	○
半額免除	○	8分の6	○
4分の1免除	○	3分の7	○
保険料未納	×	×	×
学生納付特例	○	×	○
若年者納付猶予	○	×	○

！ ご注意ください！
一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり、年金額が減ります。

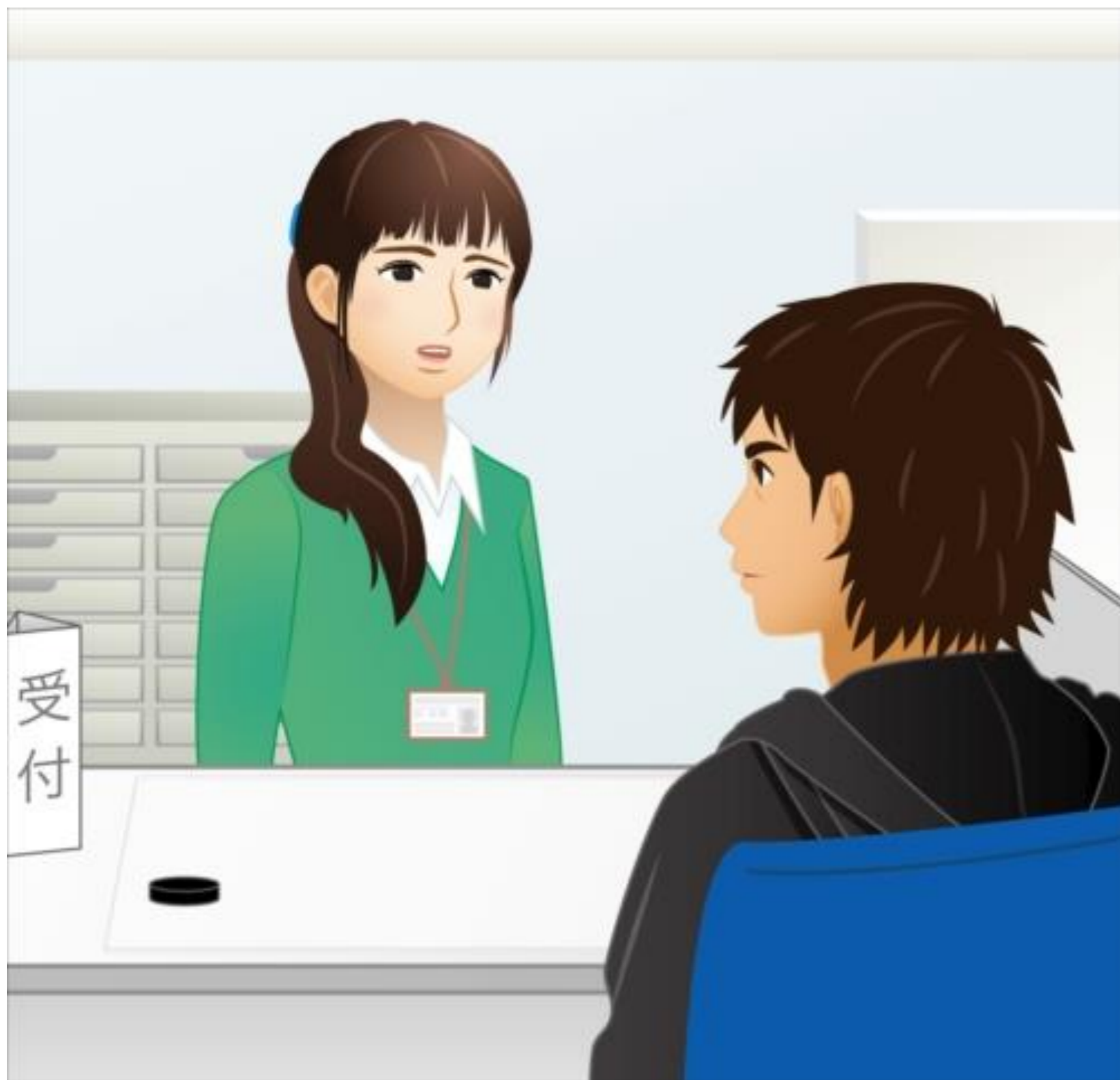


未納の場合は、「年金を受け取るために必要な期間」の計算から除かれ年金額にも反映されませんが、免除を受けた期間は、「年金を受け取るために必要な期間」に入れることができ年金額にも反映します。

これは、国民年金の財源に税金が入っていることによるもので、例えば全額免除となった期間であれば、保険料を全額納めた場合の2分の1として年金額に反映します。



免除って、その分の年金が受け取れないものだと思っていたけど、年金は税金からも支払われるんだ。保険料が納められないときは、めんどくさくさがらずに、免除したほうがいいんだね。

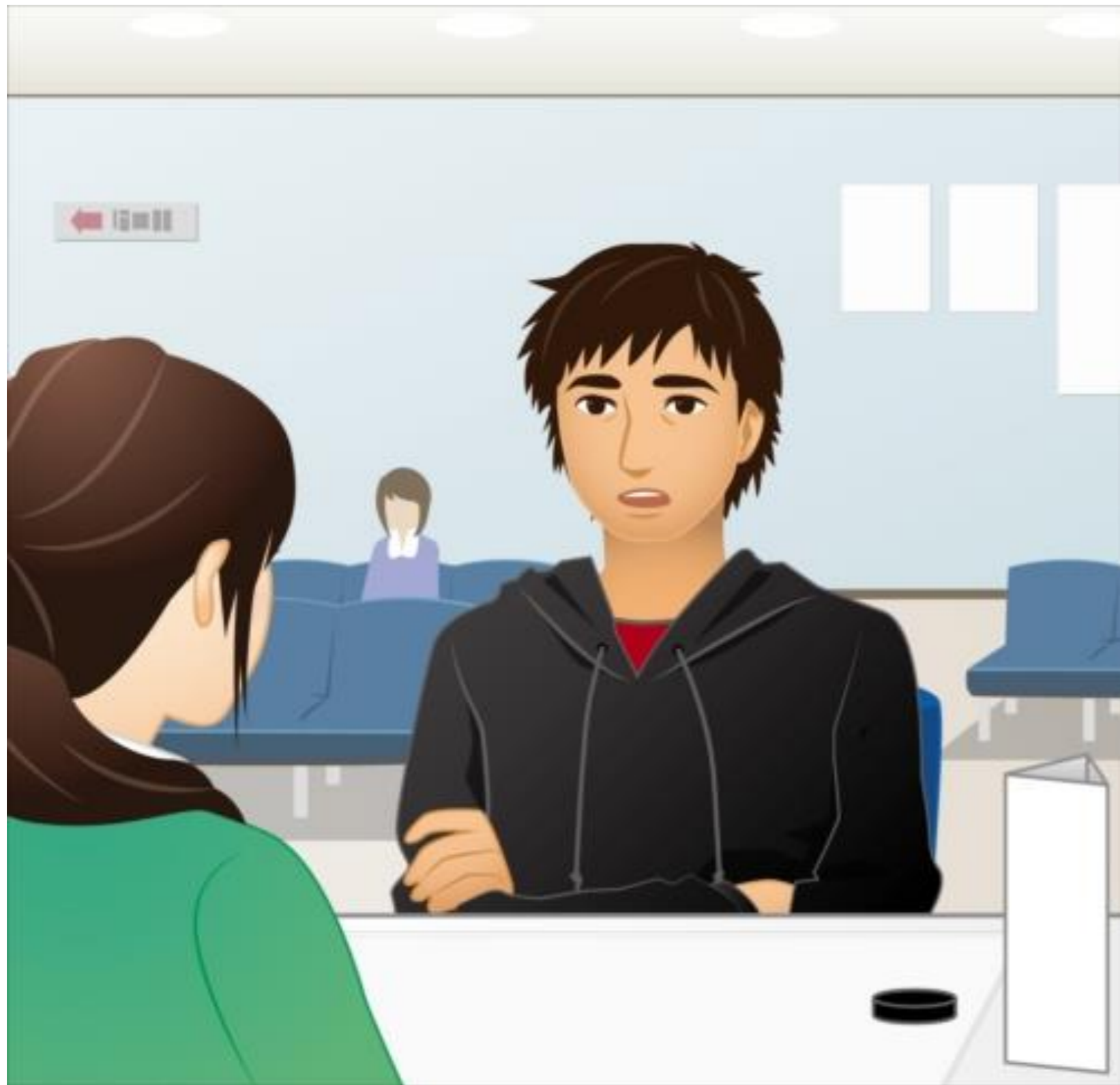


保険料の未納期間があると年金が受け取れなくなったり、受け取れる額が少なくなったりしますので、やむを得ず納められない場合はきちんと免除の手続きをして未納のままにせずにご相談いただくことが大切なんです。

ところで、お客様はこれまで厚生年金に加入して保険料を納められていたとお聞きしましたが・・・

そうだね。





この厚生年金の保険料には、国民年金の保険料分も含まれております。

長期間国民年金の保険料を納めずにそのまま放置して未納のままにしておくと、病気やケガ、死亡といったもしものときや老後において、「年金を受け取るために必要な期間」が足りなくなり、年金を受け取ることができなくなってしまいます。

なるほどね。



厚生年金では、これまでお給料から天引きされていた金額と同じ金額を会社が上乗せして納めていますので、結局この厚生年金分も受け取れなくなってしまう可能性があります。



保険料を納めないとなんかもらえないかもしれないのか・・・そうすると、今まで工場に働いていたときに納めた厚生年金保険料が無駄になってしまうんだな。





保険料についてご理解いただきありがとうございます
ございました。今日これから免除のお手続きをさ
れますか。

そうだね。そうします。とりあえず私の分を
申し込みます。



奥様の分はよろしいですか？

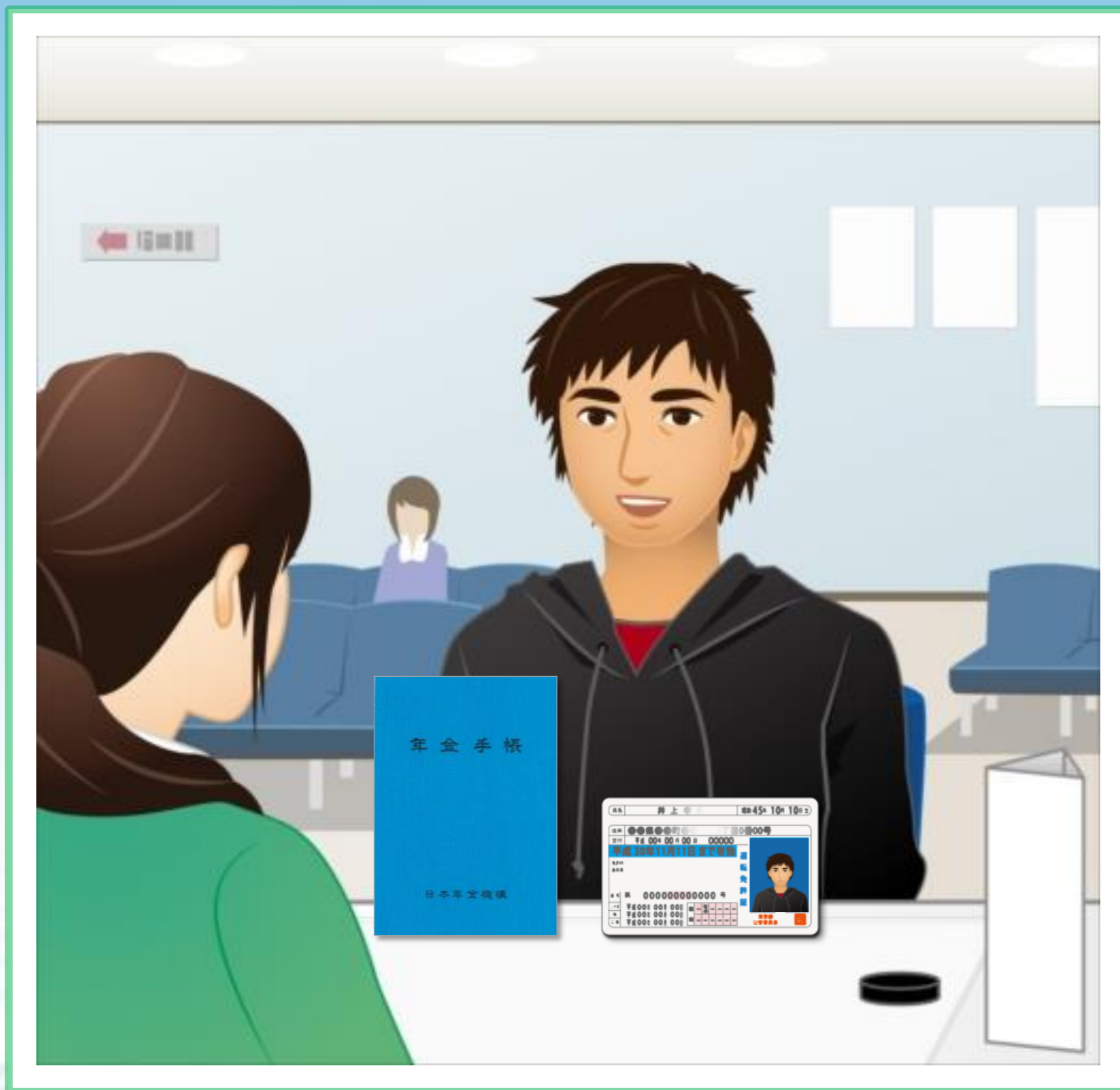
妻の分は本人に聞いてみてからでもいいですか。
今日のところは妻の分の申込書はもらって帰ります。
今日、聞いた内容を私から話してみますよ。

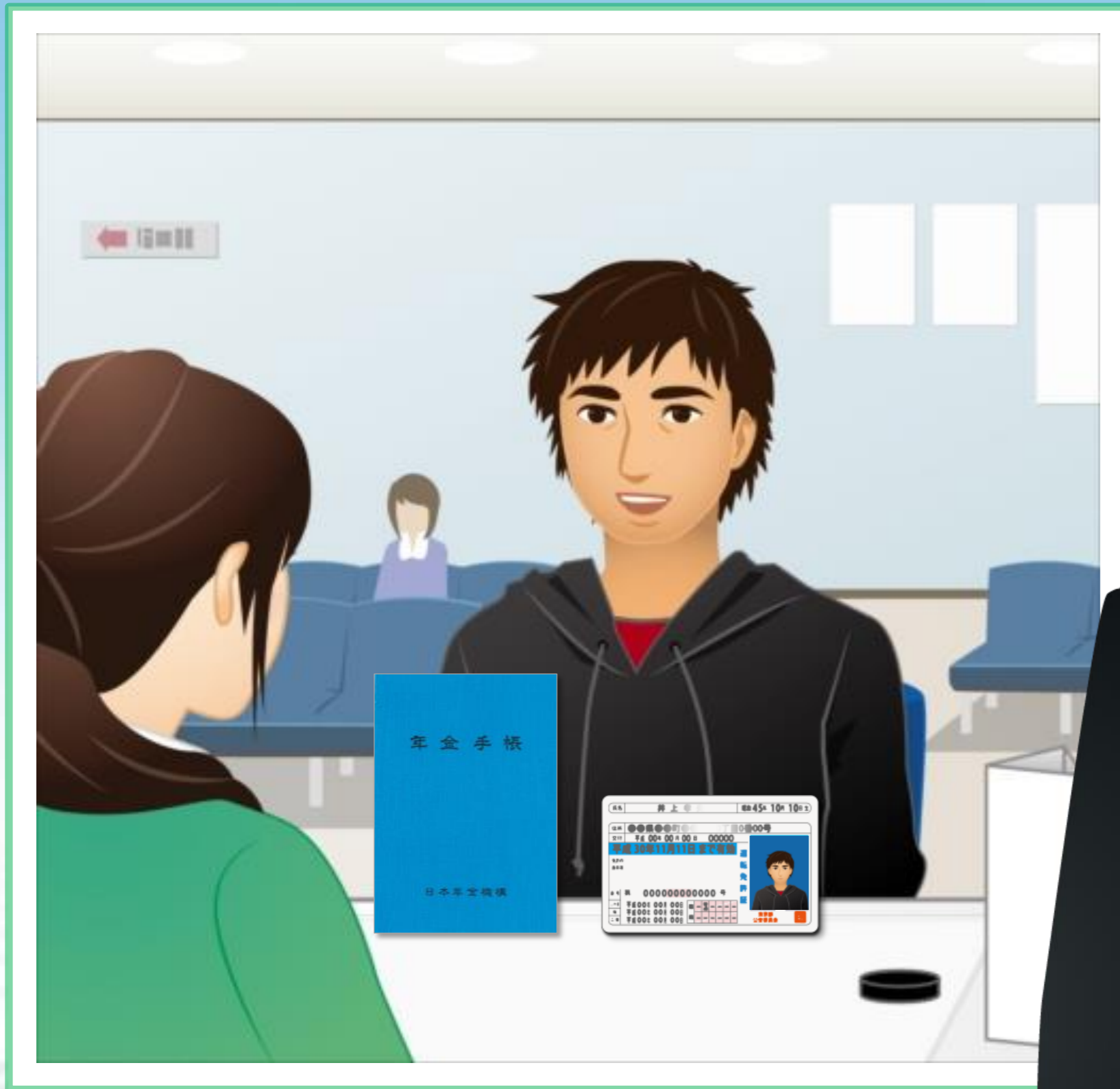




では、最初にお客様のご本人確認をさせていただきます。本日免許証などご本人であることを証明するものと「年金手帳」など基礎年金番号がわかるものはお持ちでいらっしゃいますか？

免許証ならもってきています。年金手帳もありますよ。





【国民年金】 加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予 相談引継ぎシートの利用に関して





相談引継ぎシートの利用

- 1 年金事務所等への引き継ぐときのため
- 2 本人に同じ説明を何度も繰り返さないため
- 3 相談内容の記録・保管のため

No. _____

【国民年金】加入・喪失・各種変更・免除・納付猶予 相談引継ぎシート

年金事務所、または他の市区町村でお手続きをされる方は、お手続き先にシートをお持ちください。

※ お客様に重複した相談を行わず、スムーズにお手続きをしていただくためのものです。

1. 年金手続き本人情報の確認

基礎年金番号	フリガナ	性別	生年月日	住所	電話番号	配偶者	あり・なし

本人確認資料をご本人が預けましたか？

3. 手続き中の内容の確認

<input type="checkbox"/> 配偶者が亡くなった	<input type="checkbox"/> 住所変更
<input type="checkbox"/> 配偶者が亡くなった	<input type="checkbox"/> 年金手続の再交付
<input type="checkbox"/> 配偶者が退職した	<input type="checkbox"/> 保険料について
<input type="checkbox"/> 配偶者が65歳に達し、年金を受ける資格が発生した	<input type="checkbox"/> 免除・納付猶予・学特
<input type="checkbox"/> 資格喪失	<input type="checkbox"/> 申請免除
<input type="checkbox"/> 60歳に到達した	<input type="checkbox"/> 若年者納付猶予
<input type="checkbox"/> 海外に転出する	<input type="checkbox"/> 学生納付特別
<input type="checkbox"/> 採用者年金各店に基づく老齢給付等の受給権を有した	<input type="checkbox"/> 法定免除
<input type="checkbox"/> 任意加入者で資格喪失を希望する	
<input type="checkbox"/> 被保険者が死亡した	

20150401 : A2-02-1

4. ご説明済み事項

概要版

<加入・喪失・各種変更>

<input type="checkbox"/> 1 20歳になったとき	<input type="checkbox"/> 10 前納制度
<input type="checkbox"/> 2 会社を退職したとき	<input type="checkbox"/> 11 後納
<input type="checkbox"/> 3 配偶者の被扶養者でなくなり切り替え手続きを行うとき	<input type="checkbox"/> 12 特別追納
<input type="checkbox"/> 4 海外に転出するとき	<input type="checkbox"/> 13 金融機関・郵便局・コンビニ等の加入手続き
<input type="checkbox"/> 5 資格を喪失したとき	<input type="checkbox"/> 14 海外に転出するとき
<input type="checkbox"/> 6 資格を喪失したとき	<input type="checkbox"/> 15 クレジットカード納付
<input type="checkbox"/> 7 年金手続再交付申請	<input type="checkbox"/> 16 必要書類リスト
<input type="checkbox"/> 8 申請期間について	
<input type="checkbox"/> 9 免除・納付猶予	

<免除・納付猶予>

<input type="checkbox"/> 16 申請免除・若年者納付猶予制度	<input type="checkbox"/> 19 保険料負担と年金額の関係は？
<input type="checkbox"/> 17 学生納付特別制度	<input type="checkbox"/> 20 追納について
	<input type="checkbox"/> 必要書類リスト

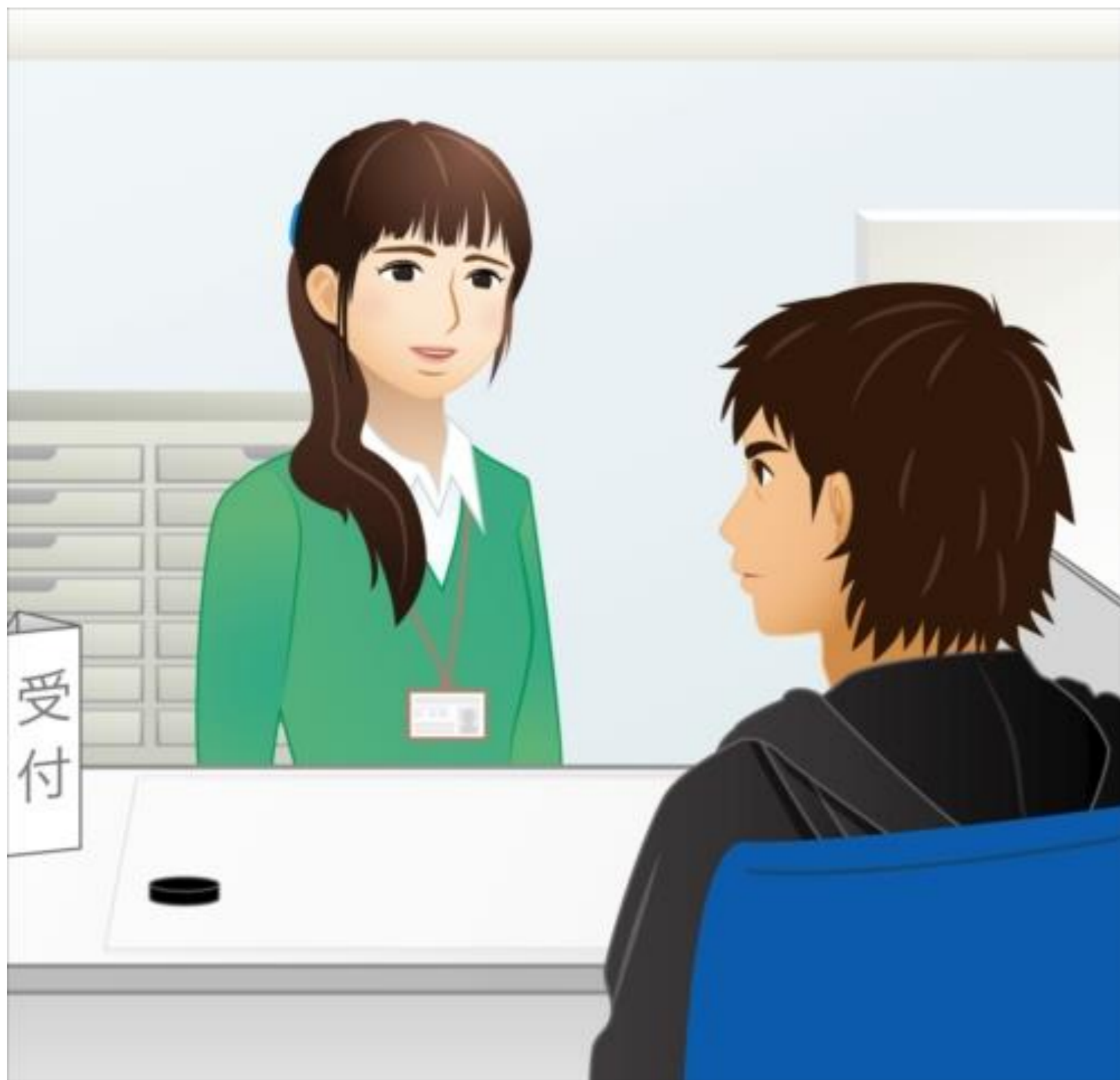
問合せ先

〇〇年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇市〇〇部国民年金課 担当 年金係
所在地 〇〇県〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

20150401 : A2-02-2





ありがとうございます。ご本人確認ができました。免許証と年金手帳をお返しします。山田様の納付記録・未納状況を確認するために年金事務所に照会いたしますので少々お待ちください。

・・・年金事務所への照会により確認できました加入記録によると、平成22年1月から国民年金保険料が納められていませんね。厚生年金保険料は約7年間納められています。



ああ、もう6年近く前になるんだ。工場をリストラされてから納めてないからなあ。厚生年金はそれだけ納めていたんだ。未納を続けて年金をもらえなくなったら、本当にもったいないな。

No.16-1 申請免除・若年者納付猶予制度

制度のご説明

本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

定額保険料(月額)	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	15,590円	15,250円	15,040円	14,980円
免除の種類	月額の保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除(4分の1納付)	3,900円	3,810円	3,760円	3,750円
半額免除(2分の1納付)	7,800円	7,630円	7,520円	7,490円
4分の1免除(4分の3納付)	11,690円	11,440円	11,280円	11,240円
若年者納付猶予	0円	0円	0円	0円

対象となる方

- 学生の方は、学生納付特例制度の対象となりますので、学生納付特例を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・若年者納付猶予の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
対象者	第1号被保険者(任意加入被保険者および学生は対象外)				30歳未満の第1号被保険者(30歳になる月の前月まで)
審査基準	申請者・申請者の配偶者・世帯主3名のそれぞれの所得が基準に該当することが必要です(P.45の審査基準参照)				申請者・申請者の配偶者2名のそれぞれの所得が全額免除基準に該当することが必要です
免除・若年者納付猶予を受けられる期間	7月から翌年6月まで(納付期日から2年を経過していない期間)				
継続申請	できます(一部不可)	できません(更新手続きが必要です)		できます(一部不可)	
将来受け取る老齢基礎年金(※)	全額納めた場合の				年金額に反映されません
	8分の4	8分の5	8分の6	8分の7	
保険料の追納	10年以内であれば、さかのぼって納めることができます(一定期間を経過している場合には、当時の保険料に加算がきます)				

(※)平成21年4月以後の期間である場合

平成27年度版

20150401: A2-01-1

No.16-2 申請免除・若年者納付猶予制度

年金を受け取る時はどうする?

年金の種類	保険料納付	若年者納付猶予	申請免除		保険料未納
			全額	一部	
申請基礎年金 遺族基礎年金	○	○	○	△ ※1	×
若年基礎年金 もらえる? (支給資格期間)	○	○	○	△ ※1	×
増える? (年金額)	○	×	○ ※2※3	△ ※2※3	×

- ※1 4分の3免除、半額免除または4分の1免除が承認された期間は、必要な保険料を納付しないと未納期間となり、**若年基礎年金・遺族基礎年金を受けられなくなる**場合があります。
- ※2 申請免除または若年者納付猶予が承認された期間の保険料は、**10年以内であれば、古い期間から順に納付(追納)が可能**です。
- ※3 申請免除の種類や追納の状況により、受け取ることができる年金額が異なります。

手続き

- 「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を**住居上の住所地の市区町村**に提出します。
- 申請免除・若年者納付猶予は、**過去2年1ヵ月分**をさかのぼって申請することができます。
- 1枚の申請書につき1年度分**(7月から翌年6月までの12ヵ月間)の申請となります。※過去の年度分も申請する場合は、複数の申請書の提出をお願いします。
- 全額免除と一部免除(4分の3・半額・4分の1)を同時に申請することができます。
- 全額免除を希望された場合でも、審査の結果、一部免除(4分の3・半額・4分の1)となったり、却下となる場合があります。
- 口座振替を利用されている場合は、全額免除または納付猶予が承認された時点で一時停止となります。承認期間が終了したときに口座振替が再開されますのでご承知おきください。

平成27年度版

20150401: A2-01-2

No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

審査基準

審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の再算の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得(下記金額以下)
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円
	4分の3免除	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	半額免除	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予*	(扶養親族等の数+1)×35万円+22万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
- 生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
- 地方税法に規定する障がい者または障害の方で前年所得が125万円以下の方
- 災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその債権の概ね2分の1以上である損害を受けた方
- 失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
- 配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
- 特別障害給付金を受給している方
- 外国籍の方で生活保護に相当する保護(給付)を受けている方
- 所得の申告を行っていない方で所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

※30歳未満(学生を除く)で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下(全額免除の所得基準と同じ)の場合に申請ができます。

(配偶者からの暴力を受け避難している方は、配偶者の所得にかかわらず、本人および世帯主の前年所得が一定以下であれば、保険料の全額または一部が免除となります。)

平成27年度版

20150401: A2-01-3



No.16-4 申請免除・若年者納付猶予制度

✓ 免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

- 申請時点において保険料の納付期限日（翌月末）より2年を経過していない期間から平成28年6月末（平成27年6月30日までに申請した場合は平成27年6月末）までの範囲で未納となっている月について、前年所得等（下記参照）が免除基準に該当すれば免除・若年者納付猶予・学生納付特例が承認されます。
- 失業等の特別事情による申請の場合は、特別事情が発生した月の前月以後の月が承認されます。
- 若年者納付猶予は30歳になる月の前月分まで申請できます。30歳になった月以後は、基準に該当する免除を申請してください。
- 過去の免除等の申請については、申請が遅れると承認される期間が短くなるとともに、障害を負った場合等の障害基礎年金等を受けられない恐れがありますのでご注意ください。

平成27年度期間

27	27	27	27	27	27	28	28	28	28	28	28
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成26年中所得（※）により審査します

平成26年度期間

26	26	26	26	26	26	27	27	27	27	27	27
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成25年中所得（※）により審査します

平成25年度期間

25	25	25	25	25	25	26	26	26	26	26	26
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成24年中所得（※）により審査します

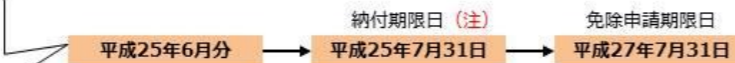
平成24年度期間

24	24	24	24	24	24	25	25	25	25	25	25
7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6

平成23年中所得（※）により審査します

（※）地方税法上の所得（純損失、雑損失の繰越控除前の額）

たとえば、平成25年6月分の保険料の免除申請期限日は…



（注）納付期限日が土・日・祝日であった場合には、翌営業日が納付期限日となります。

情報整理シート

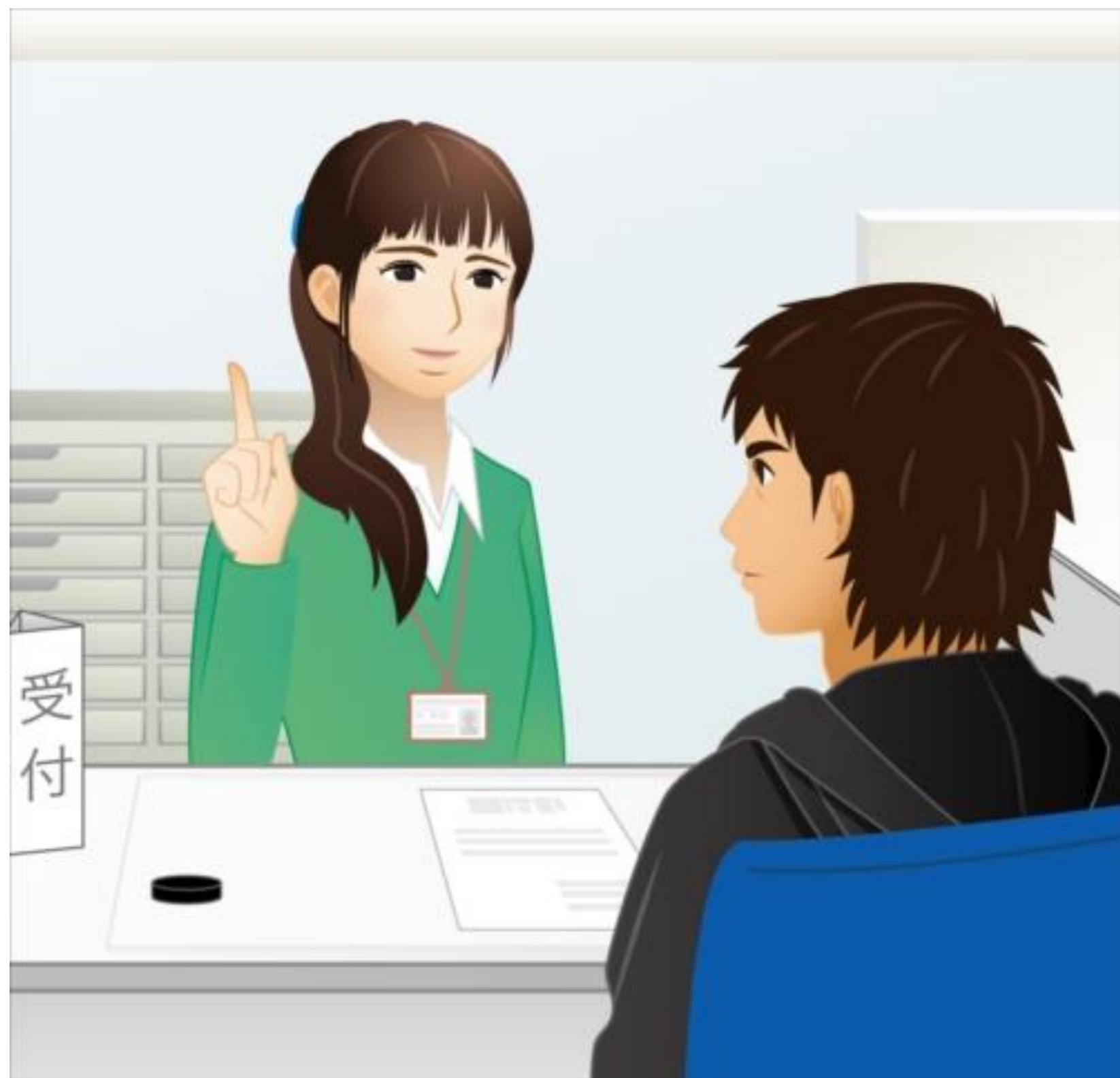


今月から2年1か月前までの保険料をまだ納付できる期間について、さかのぼって免除を申請できます。つまり、本日山田様が免除の申請をする場合、平成25年8月分までさかのぼって申請が可能です。

また、7月から翌年6月までの1年間が免除における年度のサイクルとなりますので、来年、平成28年6月までの免除申請ができます。

今月からさかのぼって2年1か月と来年6月分まで免除してもらえるのか。助かるな。でも、2年1か月より前は何で免除できないの？





国民年金保険料を納付できるのは法律で納付期限から2年となっております。それより前の期間は時効により、保険料を納めていただくことも国が受け取ることもできないので、免除ができる期間もその期間に合わせているのです。

時効ね。なるほど。



免除申請には所得審査がありまして、ご本人と保険料の連帯納付義務者である配偶者・世帯主のそれぞれの方の前年の所得が、一定額以下であることなどが確認されて初めて承認されます。申請いただいても必ず免除が承認されるとは限りませんので、この点はご了承ください。

No.16-3 申請免除 若年者納付猶予制度

✓ 審査基準

- 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
本人、配偶者、世帯主	全額免除	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円
	4分の3免除	78万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	半額免除	118万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
	4分の1免除	158万円 + 扶養親族等控除額 + 社会保険料控除額等
本人、配偶者	若年者納付猶予*	(扶養親族等の数+1) × 35万円 + 22万円

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
 - ・生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
 - ・地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が125万円以下の方
 - ・災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
 - ・失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
 - ・配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
 - ・特別障害給付金を受給している方
 - ・外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。

※ 30歳未満（学生を除く）で、本人および配偶者の前年所得が一定額以下（全額免除の所得基準と同じ）の場合に申請ができます。

どのくらいの所得が免除基準となるのかな。



こちらにありますように、免除の種類によって基準があります。例えば、夫婦の片方だけに給与収入がある2人世帯の場合だと、前年の所得が92万円以下のときに全額免除となります。

それよりも所得が多い場合でも、半額免除など保険料の一部が免除される可能性がございます。なお、免除の審査は日本年金機構が行っておりますので、こちらの窓口では申請書をお預かりするだけになります。

なるほど。



免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 () 平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成26年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人																				
配偶者																				

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 () 平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成26年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人																				
配偶者																				
世帯主																				

配偶者

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

世帯主

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

免除 () 平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成23年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人																				
配偶者																				
世帯主																				

(※) 地方税法上の所得 (純損失、雑損失の繰越控除前の額)



免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 () 平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年者特例 平成26年中所得 (※) により審査します

納付状況												
本人												
配偶者												
世帯主												

免除 () 平成26年度期間 (平成26年7月～平成27年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年者特例 平成25年中所得 (※) により審査します

納付状況												
本人												
配偶者												
世帯主												

免除 () 平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年者特例 平成24年中所得 (※) により審査します

納付状況												
本人												
配偶者												
世帯主												

免除 () 平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

若年者特例 平成23年中所得 (※) により審査します

納付状況												
本人												
配偶者												
世帯主												

(※) 地方税法上の所得 (純損失、雑損失の繰越控除前の額)



それでは、これから山田様の免除申請書に記載いただく内容や添付書類を整理させていただきます。いくつかお訊ねしたいことがございますので、ご協力をお願いいたします。

わかりました。



先ほど年金事務所へ山田様の記録を照会した際確認できましたように、平成22年1月から平成27年7月まで未納となっています。

このうちさかのぼって免除申請が可能なのは、2年1か月前の平成25年8月分までとなります。平成25年7月より前は免除申請の対象になりませんのでご了承ください。

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 () 平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成26年中所得 (※) により審査します											

納付状況	未納												
本人													
配偶者													
世帯主													

免除 () 平成26年度期間 (平成26年7月～平成27年6月)

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成25年中所得 (※) により審査します											

納付状況	未納												
本人													
配偶者													
世帯主													

免除 () 平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成24年中所得 (※) により審査します											

納付状況	未納												
本人													
配偶者													
世帯主													

免除 () 平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成23年中所得 (※) により審査します											

納付状況													
本人													
配偶者													
世帯主													



続きまして、免除申請が認められる平成25年8月以降の山田様のご住所および世帯の状況を確認させていただきたいので、教えていただけますでしょうか。

はい。



平成25年8月から26年6月までの間、世帯主は山田様ご自身でしたか。そのときは奥様とは同居されていましたか。平成26年7月から本日まで同じ状況でしたか？

はい、世帯主は私で妻と子どもと一緒に住んでいます。当時から今まで特に変わってないですよ。



免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 () 平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成26年中所得 (※) により審査します											

納付状況	未納													
本人														
配偶者														
世帯主														

免除 () 平成26年度期間 (平成26年7月～平成27年6月)

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成25年中所得 (※) により審査します											

納付状況	未納	→												
本人														
配偶者														
世帯主														

免除 () 平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成24年中所得 (※) により審査します											

納付状況	未納	→												
本人														
配偶者														
世帯主														

免除 () 平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)

若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学特	平成23年中所得 (※) により審査します											

納付状況														
本人														
配偶者														
世帯主														



承知いたしました。それから、山田様は当町 (B町) にはいつからお住まいですか。

はい、先月 (平成27年8月)、A市から引越してきたんですよ。



そうなんですね。では、それ以前はずっとA市にお住まいだったのですか。

はい、そうです。



免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除(全額) 平成27年度期間(平成27年7月～平成28年6月)

若年 学特	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
----------	---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成26年中所得(※)により審査します

納付状況

本人	未納												
配偶者													
世帯主													

転居 → B町

免除(全額) 平成26年度期間(平成26年7月～平成27年6月)

若年 学特	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
----------	---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成25年中所得(※)により審査します

納付状況

本人	未納											
配偶者												
世帯主												

A市

免除(全額) 平成25年度期間(平成25年7月～平成26年6月)

若年 学特	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
----------	---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成24年中所得(※)により審査します

納付状況

本人	未納											
配偶者												
世帯主												

A市

免除() 平成24年度期間(平成24年7月～平成25年6月)

若年 学特	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
----------	---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成23年中所得(※)により審査します

納付状況

本人												
配偶者												
世帯主												

A市

(※) 地方税法上の所得(純損失、雑損失の繰越控除前の額)

20150401 : A4-01-2



国民年金保険料免除・納付猶予申請書





申請書の注意事項

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

氏名 国年 一郎

住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇一〇

配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇

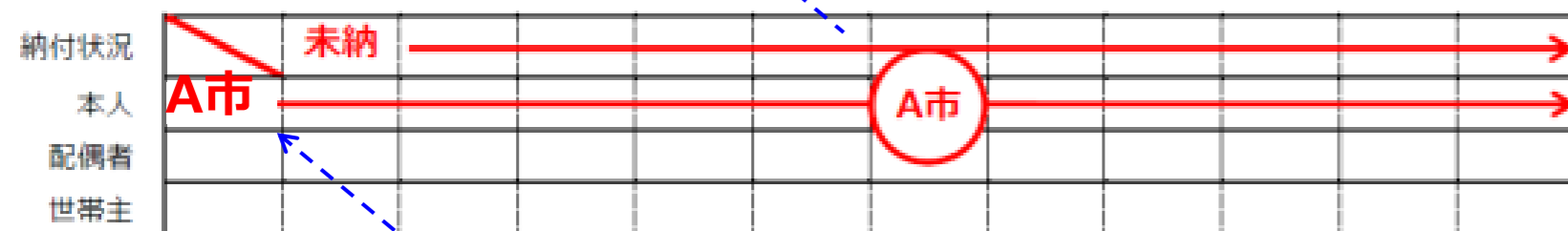
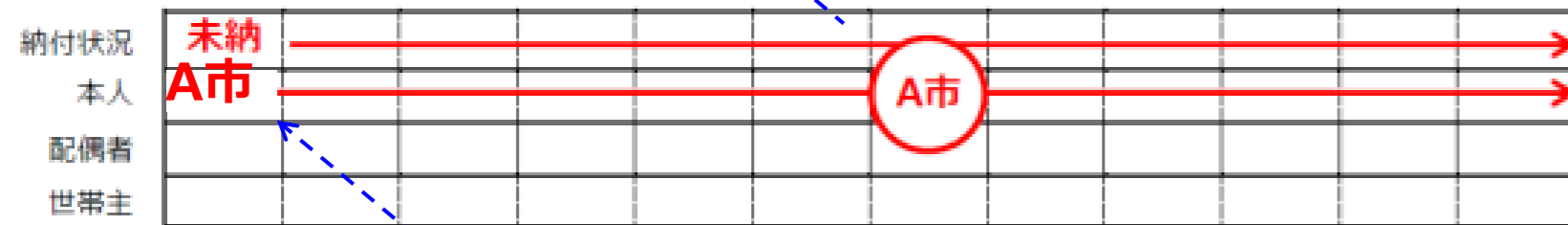
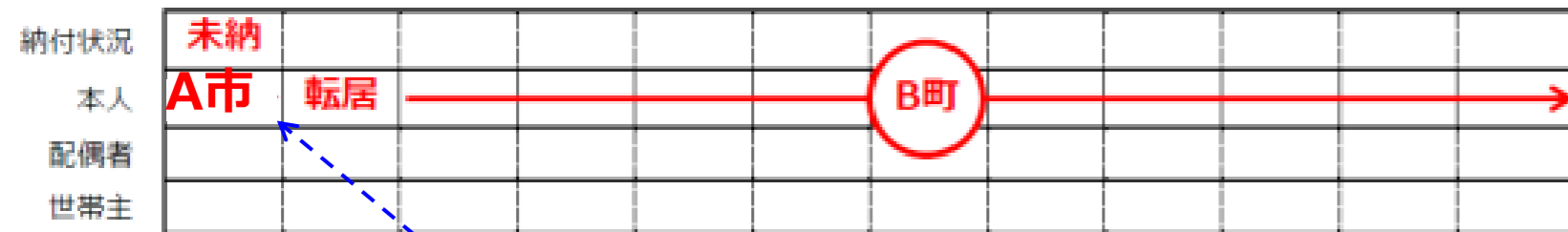
特記事項

1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇一〇
配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇

基本的には記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。

氏名	国年 一郎	ある場合にご記入ください。
⑧ 特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 <p>1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇一〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇一〇</p>	

① 申請する年度分の直前の1月1日時点の住所と申請時点の住所が違う場合は、その**1月1日時点の住所を必ず記入**



免除 (全額) 平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)

若年 学特	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
----------	---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成26年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人	未納											
配偶者	A市	転居	→									
世帯主	A市						B町	→				

免除 (全額) 平成26年度期間 (平成26年7月～平成27年6月)

若年 学特	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
----------	---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成25年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人	未納	→										
配偶者	A市	→										
世帯主	A市						A市	→				

免除 (全額) 平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)

若年 学特	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
----------	---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成24年中所得 (※) により審査します

納付状況

本人	未納	→										
配偶者	A市	→										
世帯主	A市						A市	→				





山田様の世帯の状況などの情報が整理できました。
ご協力ありがとうございました。
それでは申請書の記入方法や注意点などをご説明いたします。



免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報）の提供について、市区町村（居住所在地等を含む）及び日本年金機構に委任します。
〒123-4567
住所：〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
○提出年月日をご記入ください。
○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

①基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	②電話番号	③前記 1. 携帯電話 2. 固定電話 3. 携帯電話 4. その他	00-0000-0000
③被保険者氏名	姓 国年 名 太郎	④被保険者生年月日	⑤昭和 平成	0 4 0 5 2 0
⑤配偶者氏名	姓 国年 名 花子	⑥配偶者生年月日	⑦昭和 平成	0 4 0 8 1 0
⑦世帯主氏名	姓 国年 名 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		

⑧特記事項
1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇
配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

⑨免除等区分
1. 全額免除 (保険料全額を免除) 2. 納付猶予 (保険料納付を猶予) 3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要) 4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要) 5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)

⑩申請期間
平成 26 年度分

⑪前年所得 (全の前年)
被保険者：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) → 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)
配偶者：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) → 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)
世帯主：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) → 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)

⑫特例認定区分
被保険者：1. 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()
配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()
世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()

⑬継続希望区分
「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委任します。

⑭備考
失業後の期間に限り申請 ※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。

「⑪特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者種別票のコピーなど)を添付してください。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑬継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑭備考」欄
○3枚目(本人用)裏面の注意事項の1. 6をご参照の上、該当する場合に記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。
(例：4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「⑨免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「J」で抹消してください。
「⑩申請期間」欄
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。
(例：平成26年度分)
⇒平成26年7月分～平成27年6月分
※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。
○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

「⑪前年所得」欄
○前年所得がない方は「1. なし」に、前年所得がある方は「2. あり(57万円以下)」または「3. あり(57万円超)」に○を記入してください。
○なお、「3. あり(57万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の(あり・なし)についても○を記入してください。
＜収入と所得の違い＞
所得＝(収入－必要経費)です。
給与収入の場合、「65万円」の必要経費(給与所得控除)があります。



それでは、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要な事項をご記入ください。また、過去の期間について申請する場合には年度ごとに申請書をご提出頂く必要がございますので、平成25年度分、26年度分、27年度分について、記入してください。

わかりました。



免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成〇〇年〇〇月〇〇日

以下の上記免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報）の提供について、市区町村（居住所在地を含む）及び日本年金機構に委任します。
〒123-4567
住所：〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
○提出年月日をご記入ください。
○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認を取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	③ 自宅 携帯電話 2 取替 4 その他	00-0000-0000
④ 被保険者氏名	〇姓 〇名 国年 太郎	⑤ 被保険者生年月日	⑥ 昭和 平成	0 4 0 5 2 0
⑦ 配偶者氏名	〇姓 〇名 国年 花子	⑧ 配偶者生年月日	⑨ 昭和 平成	0 4 0 8 1 0
⑩ 世帯主氏名	〇姓 〇名 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		

● 既申告された住所地（申告年度の1月1日時点等）が居住所在地と異なる場合は、その住所を記入してください。
● 配偶者との住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。
● 申請年度中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯分離等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。

⑪ 特記事項
1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇
配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

● 基本的に記入は必要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。
● 審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「2」で抹消してください。
※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、非世帯受給者として必要な情報に記入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「特記事項」欄に記入してください。

⑫ 免除等区分	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑬ 申請期間	平成 26 年度分				
⑭ 前年所得 (※の前年)	被保険者：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) → 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 配偶者：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) → 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし) 世帯主：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) → 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり・なし)	⑮ 世帯申告の有無 (前年度)			
⑯ 特例認定区分	被保険者：1. 失業 平成 26年 4月 1日 → 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 → 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 → 雇用保険加入(あり・なし) 2. 天災等 3. その他()	⑰ 収入と所得の違い 所得 = (収入 - 必要経費)です。 給与収入の場合、「65万円」の必要経費(給与所得控除)があります。			
⑱ 継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の提供について日本年金機構に委任します。				
⑲ 備考	失業後の期間に限り申請 ※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。				

「⑫免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「2」で抹消してください。

「⑬申請期間」欄
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
○免除・納付猶予の年度は、7月から翌6月までです。
(例：平成26年度分)
⇒平成26年7月分～平成27年6月分
※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。
○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

「⑮世帯申告の有無」欄
○「⑬申請期間」に記入した年度の前年所得について、世帯申告(住民税申告・確定申告等)を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」に○を記入してください。

「⑰収入と所得の違い」欄
○前年所得がない方は「1. なし」に、前年所得がある方は「2. あり(57万円以下)」または「3. あり(57万円超)」に○を記入してください。
○なお、「3. あり(57万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の(あり・なし)についても○を記入してください。

「⑱継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。
○「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

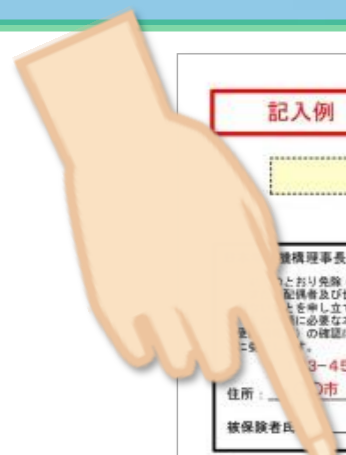
「⑲備考」欄
○3枚目(本人用)裏面の注意事項の1.16をご参照の上、該当する場合に記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
○「⑫免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。
(例：4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「⑳特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり・なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者記録簿のコピーなど)を添付してください。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。



免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明



記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

申請者 山田 太郎

〒100-0000 東京都千代田区千代田 1-2-3

基礎年金番号 0123456789

提出年月日・住所・被保険者氏名欄

提出年月日: 平成 26 年 08 月 01 日

住所: 〒100-0000 東京都千代田区千代田 1-2-3

被保険者氏名: 山田 太郎

配偶者氏名: 山田 花子

世帯主氏名: 山田 一郎

免除区分: 1. 全額免除 (保険料全額を免除)

申請期間: 平成 26 年度分

前年所得 (※の前年): 配偶者: あり (57万円以下) あり (57万円超) あり (57万円超) あり (57万円超)

特記事項: 1月1日時点本人住所: 東京都千代田区千代田 1-2-3

配偶者住所: 東京都千代田区千代田 1-2-3

「⑧特記事項」欄

「⑨免除等区分」欄

「⑩申請期間」欄

「⑪前年所得」欄

「⑫特記事項」欄

「⑬継続希望区分」欄

「⑭備考」欄

「⑮収入と所得の違い」欄



まず、こちらの平成25年度期間の申請書を記入しましょう。平成25年8月から平成26年6月までの分です。

申請者ご自身である山田様の「基礎年金番号」・「氏名」・「生年月日」・「電話番号」をこちらにご記入ください。次に、配偶者である奥様の「氏名」・「生年月日」を続けてご記入ください。



書きました。



「⑧特記事項」欄ですが、平成25年1月1日の住所と申請時点である現在の住所は異なりますね。



平成25年1月1日はA市だね。

免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

以下の上記免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報）の提供について、市区町村（居住所在地を含む）及び日本年金機構に委任します。
〒123-4567
〒 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
○提出年月日をご記入ください。
○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入漏りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認を取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

氏名： 国年 太郎

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
0	1	2	3	4	5	6	7	8	9

② 電話番号 00-0000-0000

③ 被保険者生年月日 国年 太郎 平成 04 05 20

④ 配偶者生年月日 国年 花子 平成 04 08 10

⑤ 世帯主氏名 国年 一郎

⑥ 1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇部〇〇町〇-〇

⑦ 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

⑧ 免除等区分

1. 全額免除	2. 納付猶予	3. 4分の3免除	4. 半額免除	5. 4分の1免除
---------	---------	-----------	---------	-----------

⑨ 申請期間 平成 26 年度分

⑩ 前年所得 (※の前年)

⑪ 特別認定区分

⑫ 継続希望区分

⑬ 備考 失業後の期間に限り申請

⑭ 特別認定区分欄

⑮ 特別認定区分欄

⑯ 特別認定区分欄

⑰ 特別認定区分欄

⑱ 特別認定区分欄

⑲ 特別認定区分欄

⑳ 特別認定区分欄

㉑ 特別認定区分欄

㉒ 特別認定区分欄

㉓ 特別認定区分欄

㉔ 特別認定区分欄

㉕ 特別認定区分欄

㉖ 特別認定区分欄

㉗ 特別認定区分欄

㉘ 特別認定区分欄

㉙ 特別認定区分欄

㉚ 特別認定区分欄

㉛ 特別認定区分欄

㉜ 特別認定区分欄

㉝ 特別認定区分欄

㉞ 特別認定区分欄

㉟ 特別認定区分欄

㊱ 特別認定区分欄

㊲ 特別認定区分欄

㊳ 特別認定区分欄

㊴ 特別認定区分欄

㊵ 特別認定区分欄

㊶ 特別認定区分欄

㊷ 特別認定区分欄

㊸ 特別認定区分欄

㊹ 特別認定区分欄

㊺ 特別認定区分欄

㊻ 特別認定区分欄

㊼ 特別認定区分欄

㊽ 特別認定区分欄

㊾ 特別認定区分欄

㊿ 特別認定区分欄



では、「1月1日時点本人住所」と記入し、続けてA市の住所をご記入ください。

書きました。



「⑨免除等区分」欄は、こちらの順番に審査をしますので、希望しない免除区分がある場合にバツ印をご記入ください。例えば、仮に全額免除となる場合であっても一部の保険料を納めたいというときは、全額免除の欄にバツ印を記入します。



できれば全額免除がいいね。



免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

以下の上記免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報）の提供について、市区町村（居住所在地を含む）及び日本年金機構に委任します。
〒123-4567
住所：〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3
被保険者氏名： 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
○提出年月日をご記入ください。
○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入漏りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認を取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

①基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	②電話番号	00-0000-0000
③被保険者	〇姓 国年 太郎	④被保険者生年月日	〇年 〇月 〇日 0 4 0 5 2 0
〇姓 国年 太郎	〇姓 国年 太郎	⑤配偶者生年月日	〇年 〇月 〇日 0 4 0 8 1 0
〇姓 国年 太郎	〇姓 国年 太郎	⑥配偶者生年月日	〇年 〇月 〇日 〇 〇 〇 〇 〇 〇

⑦1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇部〇〇町〇-〇
⑧配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

⑨免除等区分	1. 全額免除 (保険料全額を免除)	2. 納付猶予 (保険料納付を猶予)	3. 4分の3免除 (保険料1/4納付が必要)	4. 半額免除 (保険料1/2納付が必要)	5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)
⑩申請期間	平成 26 年度分				
⑪前年所得	被保険者 1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超)	配偶者 1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超)	世帯主 1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超)	16歳以上19歳未満の扶養親族(あり/なし) 1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超)	
⑫特例認定区分	被保険者 1. 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入(あり/なし) 2. 天災等 3. その他() 配偶者 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり/なし) 2. 天災等 3. その他() 世帯主 1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入(あり/なし) 2. 天災等 3. その他()				
⑬継続希望区分	「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報提供について日本年金機構に委任します。				
⑭備考	失業後の期間に限り申請 ※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入してください。				

「⑪特例認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日(離職日の翌日または事業を廃止等した日)を記入のうえ、失業前の雇用保険加入の(あり/なし)に○を記入してください。なお、証明書類(雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者種別票のコピーなど)を添付してください。
○災害(震災、風水害、火災など)を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護(外国籍の方)、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入したうえで、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑬継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑭備考」欄
○3枚目(本人用)裏面の注意事項の1. (6)をご参照の上、該当する場合に記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間(失業、離婚後、世帯分離後など)に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。
(例: 4分の1免除の次に納付猶予を審査)

配偶者および世帯主について
○今年度分を申請する場合は、現在の配偶者・世帯主を記入してください。
○過去の年度分を申請する場合は、その申請期間の末日時点の配偶者・世帯主を記入してください。
○世帯主氏名は、被保険者または配偶者以外が世帯主である場合に記入してください。
※ 配偶者については、別居中であっても記入してください。この場合、別居中の配偶者の住所を「⑧特例認定区分」欄に記入してください。

「⑨免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「」で抹消してください。
「⑩申請期間」欄
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
○免除・納付猶予の年度は、7月から翌6月までです。
(例: 平成26年度分)
⇒平成26年7月分～平成27年6月分
※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。
○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前(すでに保険料が納付済の月を除く)まで申請することができます。

記入欄	希望する年度	審査対象となる前年所得
平成26年度分	平成25年度分	平成24年度分
平成27年度分	平成26年度分	平成25年度分
平成28年度分	平成27年度分	平成26年度分

「⑪税申告の有無」欄
○「⑩申請期間」に記入した年度の前年所得について、税申告(住民税申告・確定申告等)を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」に○を記入してください。

「⑫前年所得」欄
○前年所得がない方は「1. なし」に、前年所得がある方は「2. あり(57万円以下)」または「3. あり(57万円超)」に○を記入してください。
○なお、「3. あり(57万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の(あり/なし)についても○を記入してください。
<収入と所得の違い>
所得=(収入-必要経費)です。
給与収入の場合、「65万円」の必要経費(給与所得控除)があります。



では、記入なしで構いません。次に、「⑩申請期間」欄は、平成25年度と記入してください。「⑪税申告の有無」欄と「⑫前年所得」欄は平成25年度の前年、平成24年1月から12月までの山田様と奥様の税申告と所得に関して該当箇所の番号に○印を付けてください。

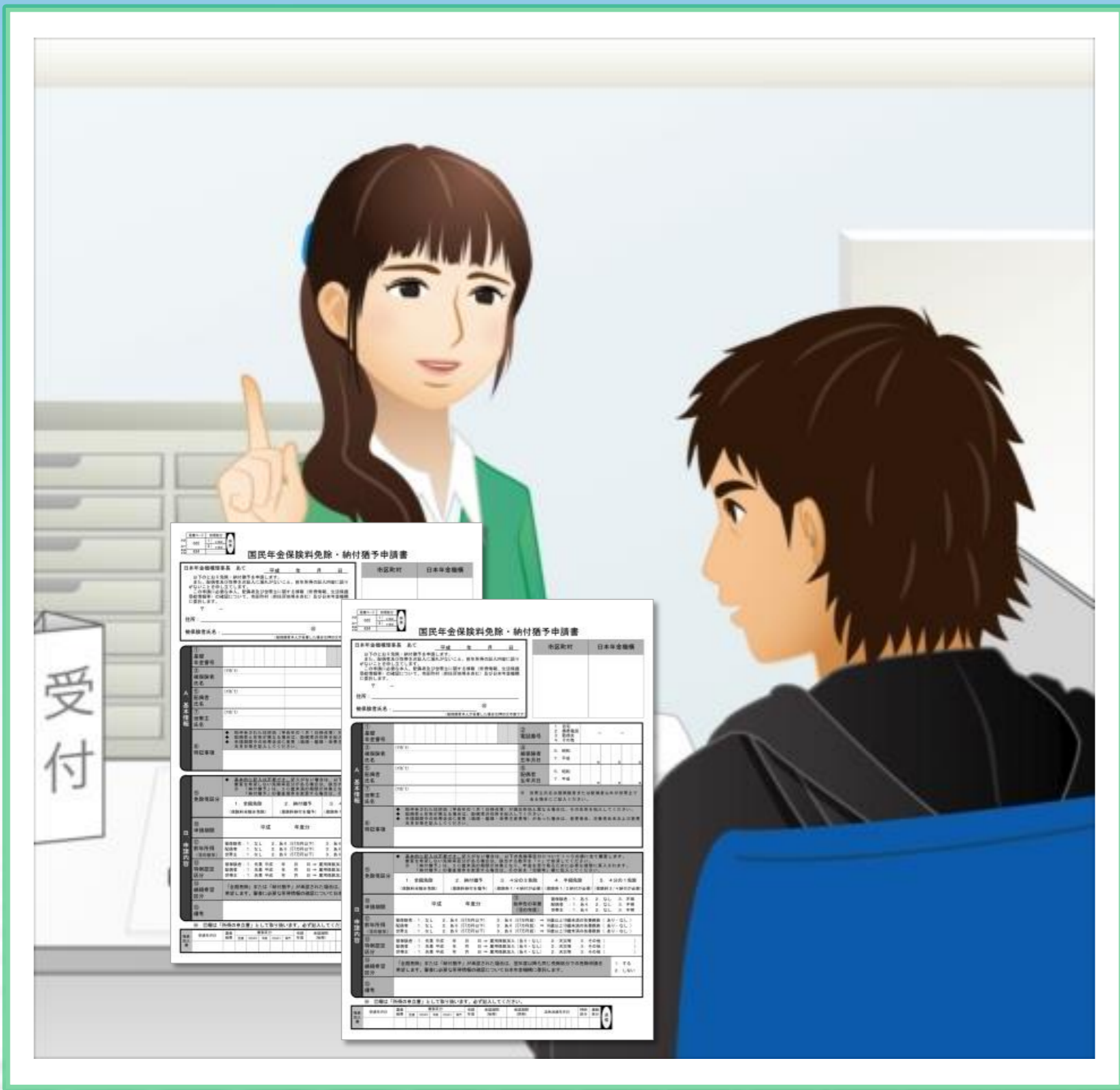


わたしは、確定申告したので⑪欄は「あり」に○。妻は専業主婦で申告しなかったので「なし」に○。⑫欄は私は所得「有(57万円超)」に○、「16歳以上19歳未満の扶養親族」はいないので「なし」に○、妻は所得「なし」に○。これでいいかな。





ありがとうございます。25年度申請分は記入が
終わりましたので、続いて26年度申請分と
27年度申請分をご記入ください。



免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

日本年金機構理事長 へて 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
 また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てします。
 この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の確認について、市区町村（前住所地等を含む）及び日本年金機構に委託します。

〒 123-4567

住所： 〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎

（被保険者本人が自署した場合は押印は不要です）

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄

○提出年月日をご記入ください。

○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前さかのぼって免除等の承認が取り消し等とな記名押印してください。

A. 基本情報	① 基礎年金番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	② 電話番号	① 自宅 ② 携帯電話 ③ 勤務先 ④ その他	00- 0000 -0000
	③ 被保険者氏名	(フリガナ) コクネン タロウ 国年 太郎	④ 被保険者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 5 2 0 年 月 日
	⑤ 配偶者氏名	(フリガナ) コクネン ハナコ 国年 花子	⑥ 配偶者生年月日	5. 昭和 ⑦ 平成	0 4 0 8 1 0 年 月 日
	⑦ 世帯主氏名	(フリガナ) コクネン イチロウ 国年 一郎	※ 世帯主氏名は被保険者または配偶者以外が世帯主である場合にご記入ください。		
B. 申請内容	⑧ 特記事項	◆ 税申告された住所地（申告年の1月1日時点等）が現住所地と異なる場合は、その住所を記入してください。 ◆ 配偶者と住所が異なる場合は、配偶者の住所を記入してください。 ◆ 申請期間中の世帯状況に変更（結婚・離婚・世帯主変更等）があった場合は、変更事由、対象者氏名および変更年月日等を記入してください。 1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇郡〇〇町〇-〇 配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇			
	⑨ 免除等区分	◆ 基本的に記入は不要です。記入がない場合は、以下の免除等区分について1～5の順に全て審査します。審査を希望しない免除等区分がある場合は、該当する数字を「×」で抹消してください。 ※ 「納付猶予」は、30歳未満の期間が対象となり、年金を受け取るために必要な期間に算入されます。「納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を「⑫備考」欄に記入してください。			
	1. 全額免除 <small>（保険料全額を免除）</small>	2. 納付猶予 <small>（保険料納付を猶予）</small>	3. 4分の3免除 <small>（保険料1/4納付が必要）</small>	4. 半額免除 <small>（保険料1/2納付が必要）</small>	5. 4分の1免除 <small>（保険料3/4納付が必要）</small>
⑩ 申請期間	平成 26 年度分		⑪ 税申告の有無 <small>（⑩の年度）</small>	被保険者：1. あり ② なし 3. 不明 配偶者：1. あり 2. なし ③ 不明 世帯主：① あり 2. なし 3. 不明	
⑫ 前年所得 <small>（⑩の前年）</small>	被保険者：1. なし ② あり（57万円以下） 3. あり（57万円超） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし） 配偶者：① なし 2. あり（57万円以下） 3. あり（57万円超） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし） 世帯主：1. なし 2. あり（57万円以下） ③ あり（57万円超） ⇒ 16歳以上19歳未満の扶養親族（あり・なし）				



免除・納付猶予

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記入方法の説明

記入例

※免除・納付猶予の申請年度は7月から翌年6月までです。

国民年金保険料免除・納付猶予申請書

日本年金機構理事長 あて 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者及び世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことを申し立てます。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に関する情報（所得情報、生活保護受給情報等）の提供について、市区町村（居住地域等を含む）及び日本年金機構に委託します。
〒123-4567
住所：〇〇市 〇〇町 〇〇 1-2-3

被保険者氏名： 国年 太郎

「提出年月日・住所・被保険者氏名」欄
○提出年月日をご記入ください。
○後日、配偶者または世帯主の記入もれや前年所得に係る記入誤りが判明した場合は、さかのぼって免除等の承認が取り消し等となります。もう一度確認の上、署名または記名押印してください。

①基礎年金番号 0123456789 ②電話番号 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

③被保険者氏名 国年 太郎 ④被保険者生年月日 〇40520

⑤配偶者氏名 国年 花子 ⑥配偶者生年月日 〇40810

⑦世帯主氏名 国年 一郎

⑧特記事項
1月1日時点本人住所 〇〇県〇〇部〇
配偶者住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇

⑨免除等区分
1. 全額免除 (保険料全額を免除) 2. 納付猶予 (保険料納付を猶予) 3. 4分の1免除 (保険料1/4を免除) 5. 4分の1免除 (保険料3/4納付が必要)

⑩申請期間 平成 26 年度分

⑪前年所得 (前年の前年所得) 被保険者：1. なし 2. あり(57万円以下) 3. あり(57万円超) 4. あり(57万円超) 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり/なし) 5. あり(57万円以下) 6. あり(57万円超) 16歳以上19歳未満の扶養親族(あり/なし)

⑫特別認定区分
被保険者：1. 失業 平成 26年 4月 1日 ⇒ 雇用保険加入 (あり/なし) 2. 天災等 3. その他
配偶者：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり/なし) 2. 天災等 3. その他
世帯主：1. 失業 平成 年 月 日 ⇒ 雇用保険加入 (あり/なし) 2. 天災等 3. その他

⑬継続希望区分
「全額免除」または「納付猶予」が承認された場合は、翌年度以降も同じ免除区分での免除申請を希望します。審査に必要な所得情報の確認について日本年金機構に委託します。

⑭備考 失業後の期間に限り申請 ※ 失業等より前の期間についても免除等を希望する場合は記入しないでください。

「⑪特別認定区分」欄
○失業・倒産・事業の廃止などを理由として申請するときは、該当年月日（離職日の翌日または事業を廃止等した日）を記入する。失業前の雇用保険加入の有無（あり/なし）に○を記入してください。なお、証明書類（雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者記録簿のコピーなど）を添付してください。
○災害（震災、風水害、火災など）を受けたために申請するときは、「2. 天災等」に○を記入してください。
○生活扶助以外の扶助、生活保護に相当する保護（外国籍の方）、特別障害給付金、配偶者の暴力から避難していることを理由として申請するときは、「3. その他」に○を記入し、手続きの詳細についてお近くの年金事務所またはお住まいの市区町村の年金担当窓口へご相談ください。

「⑫前年所得」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑬継続希望区分」欄
○承認された全額免除または納付猶予を翌年度以降も引き続き希望する場合は、「1. する」に○を記入してください。「○」の記入がない場合は、「2. しない」を選択したものとみなします。
※ 失業など所得要件以外の理由による申請や過去の年度分の申請の場合は継続申請の対象になりません。

「⑭備考」欄
○3枚目（本人用）裏面の注意事項の1. 16を参照の上、該当する場合に記入してください。
○申請を希望する年度中の一部の期間（失業、離職後、世帯分離後など）に限り申請する場合は、その旨を記入してください。
※ なお、一部の期間に限定した申請については、失業等の理由が発生した月の前月分から審査を行います。
○「⑨免除等区分」欄で「2. 納付猶予」の審査順序を変更する場合は、その旨を記入してください。
(例：4分の1免除の次に納付猶予を審査)

「⑯免除等区分」欄
○審査を希望しない免除等区分がある場合のみ、該当する免除等区分の数字を「x」で抹消してください。
「⑰申請期間」欄
○免除・納付猶予を希望する年度を記入してください。
○免除・納付猶予での年度は、7月から翌6月までです。
(例：平成26年度分)
⇒平成26年7月分～平成27年6月分
※ なお、平成26年度分は、平成26年7月以降に申請することができます。
○過去期間は、申請書が受理された月から2年1カ月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで申請することができます。

「⑰前年所得の有無」欄
○「⑩申請期間」に記入した年度の前年所得について、税申告（住民税申告・確定申告等）を行っている場合は「1. あり」、行っていない場合は「2. なし」に○を記入してください。
「⑱前年所得」欄
○前年所得がない方は「1. なし」に、前年所得がある方は「2. あり(57万円以下)」または「3. あり(57万円超)」に○を記入してください。
○なお、「3. あり(57万円超)」に○を記入した場合は、16歳以上19歳未満の扶養親族の（あり/なし）についても○を記入してください。
<収入と所得の違い>
所得 = (収入 - 必要経費) です。
給与収入の場合、「65万円」の必要経費（給与所得控除）があります。

ふー。全部書き終わったよ。



平成27年度分の免除申請は平成28年6月分までとなりますが、そのあとの期間も免除を申請することを希望される場合は、「⑭継続希望区分」欄の「1.する」に○を付けてください。



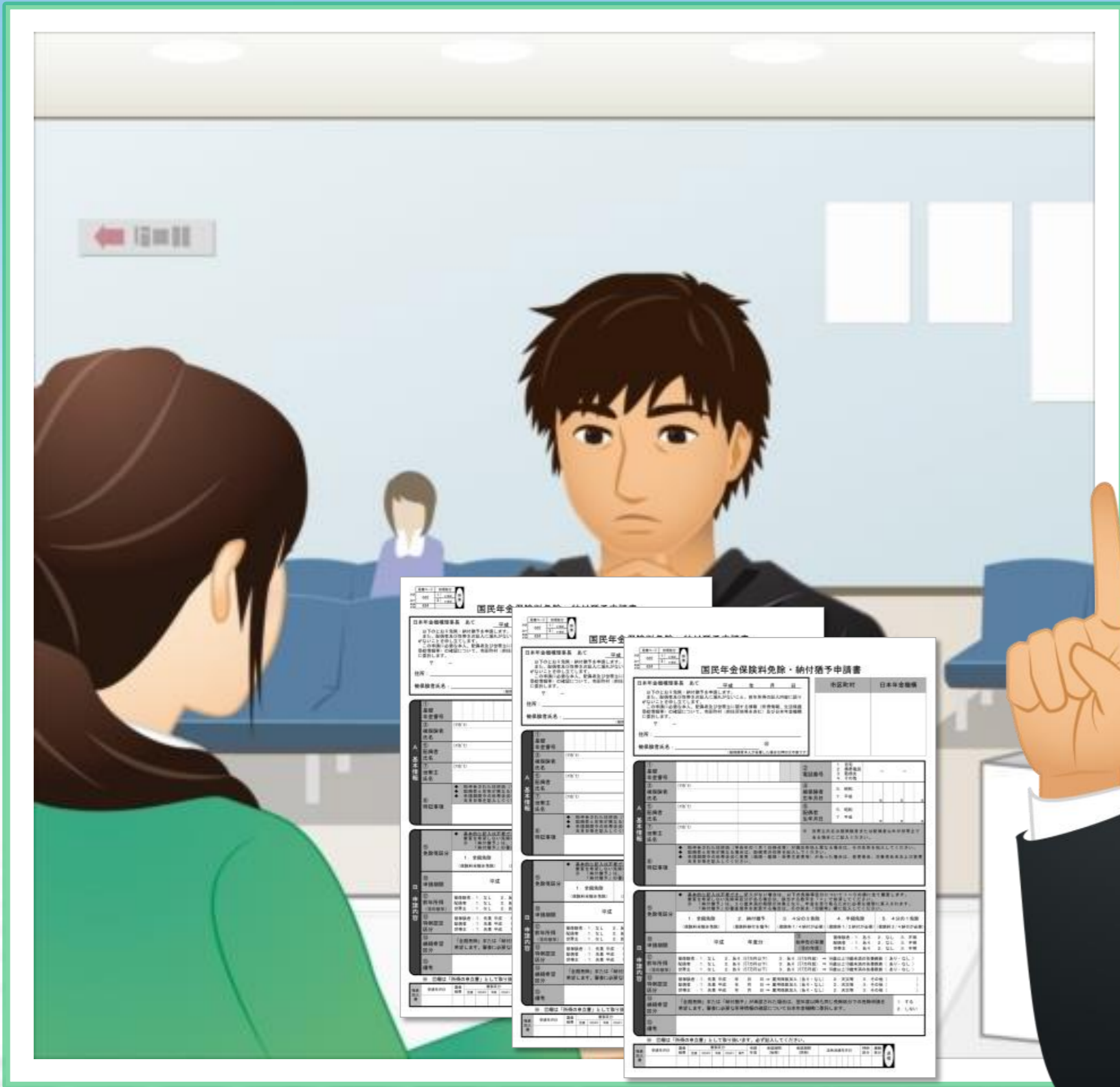
そうだね、来年度以降も免除してほしいね。



審査の結果、全額免除が却下となってしまう一部免除で承認された場合は、来年7月以降にあらためて免除申請していただく必要がありますのでご了承ください。



最後に、全ての免除・納付猶予申請書に「住所」・「被保険者氏名」・「本日の日付」が申請書の左上の欄に記入されているかご確認ください。



国民年金保険料免除・納付猶予申請書

本人控

日本年金機構理事長 へて 平成 年 月 日

市区町村 日本年金機構

以下のとおり免除・納付猶予を申請します。
また、配偶者または世帯主の記入に漏れがないこと、前年所得の記入内容に誤りがないことと申します。
この申請に必要な本人、配偶者及び世帯主に係る情報（所得情報、生活保護情報等）の提供について、市区町村（前住所情報を含む）及び日本年金機構に委託します。

住所： _____

被保険者氏名： _____

① 基礎年金番号

② 電話番号

③ 被保険者氏名

④ 配偶者氏名

⑤ 世帯主氏名

⑥ 1 自宅
2 携帯電話
3 携帯メール
4 その他

⑦ 5 婚姻
6 再婚
7 再婚
8 その他

⑧ 9 婚姻
10 再婚
11 再婚
12 その他

⑨ 13 婚姻
14 再婚
15 再婚
16 その他

⑩ 17 婚姻
18 再婚
19 再婚
20 その他

免除・納付猶予・学生納付特例の手続きを行った方へのご案内

免除・納付猶予・学生納付特例の審査結果について

■ 承認結果について
申請後、日本年金機構から**概ね2～3か月後**に審査結果が送付されます。それまでの間、保険料納付の催告状等が送付される場合がありますので予めご承知ください。
なお、審査結果（承認通知）で、4分の3免除、半額免除、4分の1免除が承認された場合は、**あらかじめ、納めるべき額が記載された納付書が届きます。**
※ 全額免除・若年者納付猶予が承認されますと、保険料を納める必要がありませんので、お千円の納付書は不要となります。
■ 申請が却下になった場合
保険料の納付が必要です。納付書がない場合は、年金事務所に連絡してください。

申請期間の年金の取り扱い

保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間や法定免除の期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、若年基礎年金の**年金額が少なくなります。**

免除されると将来の年金は—

	若年基礎年金		若年若年基礎年金・若年若年若年基礎年金	
	受給資格	年金額への反映	受給資格	年金額への反映
全額免除	○	8分の4	○	
4分の3免除	○	8分の5	○	
半額免除	○	8分の6	○	
4分の1免除	○	8分の7	○	
保険料未納	×	×	×	×
学生納付特例	○	×	○	
若年者納付猶予	○	×	○	

老後の年金額を増やしたい場合は？

□ 免除された保険料は**10年以内**であれば**追納**（後払い）することができます。追納する場合は、年金事務所申し込みが必要です。詳細は年金事務所にお問い合わせください。

（注 意 事 項）

1. 記入について
① 原則として、本人が記入してください。
② 申請書に「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の記載事項と異なる内容がある場合は、その旨を記載して記入してください。
③ 申請書の記入に当たっては、申請書の記載事項と異なる内容がある場合は、その旨を記載して記入してください。
④ 申請書の記入に当たっては、申請書の記載事項と異なる内容がある場合は、その旨を記載して記入してください。
⑤ 申請書の記入に当たっては、申請書の記載事項と異なる内容がある場合は、その旨を記載して記入してください。

継続申請を希望された方

■ 来年度以後、年度毎に申請が必要となります。

免除・納付猶予の種類	申請する年度	継続申請
申請免除	年度毎に申請が必要 年度：7月～翌6月	※全額免除および若年者納付猶予のみ

継続申請

全額免除および若年者納付猶予については、申請するときに翌年度以後も継続して申請することを申し出ることで、翌年度以後の申請手続きを省略することができます。
ただし、次の場合は翌年度にあらかじめ申請手続きが必要です。
・ 全額免除・若年者納付猶予が承認されなかった場合
・ 一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）で承認された場合
・ 失業や天災による被害などの理由により承認を受けた場合
・ 生活保護による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認を受けた場合
・ 特別障害給付金を受給していることにより承認を受けた場合
・ 配偶者もしくは世帯主の異動等により、一部免除や若年者納付猶予から全額免除など、免除の種類の変更を希望する場合

学生納付特例を申請された方

□ 申請は毎年必要です。ただし、一度承認を受けた方の在学生期間を確認できた場合は、3月末ごろに年金事務所から更新の案内が送付されます。
届かない場合は市区町村窓口で申請するか年金事務所へお問い合わせください。
なお、申請が遅れると障害年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、早めの申請をお勧めします。

法定免除の届出をされた方

□ 約1か月後、年金事務所より免除該当通知が送付されますので、必ず通知内容をご確認ください。
□ 生活保護を受給している方は、生活保護が終了したときにも届出が必要です。
□ 今後、厚生年金に加入したり、厚生年金加入者の被扶養配偶者になったあとに再び国民年金に加入するとき、引き続き法定免除に該当する方は、再度、法定免除の届出が必要です。

ねんきんダイヤル
0570-05-1165（ナビダイヤル）
050で始まる電話がおかけになる場合は
03-6700-1165（一般電話）

問合せ先
〇〇市年金事務所
所在地 〇〇市・・・
電話番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇〇
FAX番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

受付時間：月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00
※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の曜日（初日）に午後7:00まで相談をお受けします。
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

日本年金機構ホームページ
http://www.nenkin.go.jp/

これで全部終わりかな。

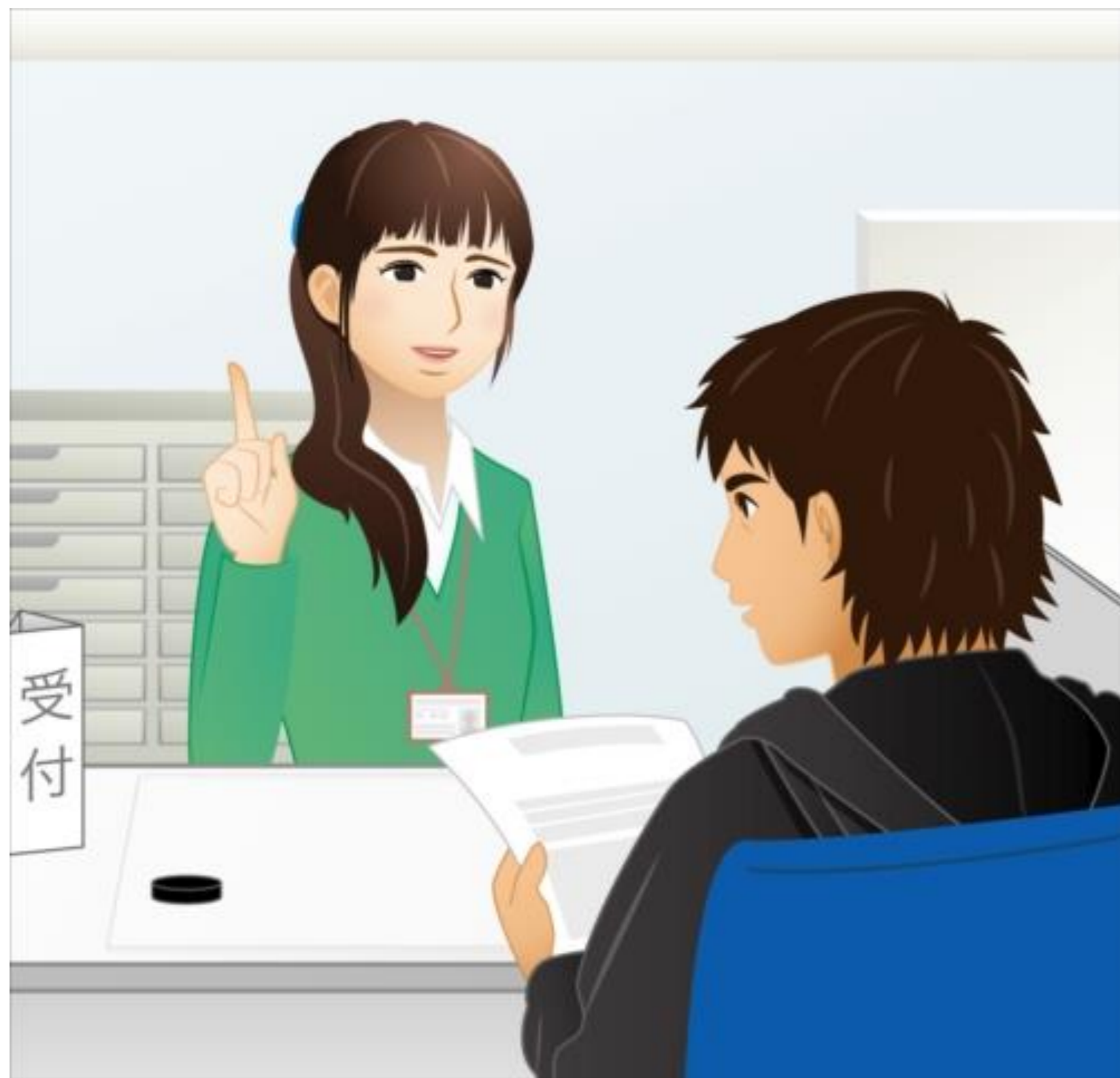


ありがとうございます。では、ご記入いただいた内容を確認させていただきますので、免除申請書をお預かりいたします。

確認ができました。申請書を受け付けいたします。こちらが免除申請書のご本人控えと受付票になりますので、必ずご一読ください。特に『免除・納付猶予を申請された方』の箇所はよくお読みください。

わかりました。読んでおきます。





また、今後配偶者や世帯主の変更、または前年所得の変更があった場合には、年金事務所までご連絡ください。

このあと日本年金機構で審査を行い、約3か月後に日本年金機構から審査結果が送付されます。審査結果が届くまでの間に、日本年金機構が委託する民間事業者から納付のご案内がある場合がございますが、行き違いとなりますので、そのまま審査結果をお待ちください。

前に送られてきた納付書は処分していいですか。





審査結果が届くまで納付書は保管しておいてください。免除の所得審査は申請年度ごとに前年の所得で審査されますが、所得の額によっては全額免除とはならず一部免除や却下となることもあります。一部免除で承認された場合は、日本年金機構から承認された免除の種類に応じた保険料の金額で新たに納付書が郵送されますので、その納付書にしたがって必ず納めるようにしてください。せっかく一部免除の承認を受けても納付すべき保険料を納付されないと、未納期間として取り扱われてしまいます。保険料を納めていただければ、万が一の病気やケガなどで障害を負ってしまったときや死亡といったもしものときのリスクに山田様のご家族も備えることができます。

そうか、家族もリスクに備えることができるのか。よくわかりました。



No.20-1 追納について

✓ 「追納」とは？

保険料の**免除、若年者納付猶予、学生納付特例を受けた期間**や**法定免除の期間**があると、保険料を全額納めたときに比べ、老齢基礎年金の**年金額が少**くなります。将来受け取る**年金額を増やす**ために、**10年以内**であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（**追納**する）ことができます。

例：平成27年11月に追納できるのは平成17年11月分からとなります。

✓ いくら納めればいいのか？

	全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	
平成17年度の月分	14,880円	-	7,440円	-	加算 ↓ 追納加算額はありません
平成18年度の月分	14,930円	11,190円	7,460円	3,730円	
平成19年度の月分	14,960円	11,210円	7,480円	3,730円	
平成20年度の月分	15,090円	11,320円	7,540円	3,770円	
平成21年度の月分	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円	
平成22年度の月分	15,430円	11,570円	7,720円	3,850円	
平成23年度の月分	15,220円	11,410円	7,610円	3,800円	
平成24年度の月分	15,070円	11,300円	7,530円	3,760円	
平成25年度の月分	15,040円	11,280円	7,520円	3,760円	
平成26年度の月分	15,250円	11,440円	7,630円	3,810円	

✓ 手続き

➔ 申請書等
(①)

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に提出します。

✓ 注意点

- 一部免除を受けた期間に、残りの納付すべき保険料を納付していない場合は、**未納期間**となるため、**追納できません**。
(例えば、4分の3免除の期間を追納する場合は、残りの4分の1の保険料を納めている必要があります。)
- **すでに老齢基礎年金を受けられている方は追納できません**。
- 追納は、免除などを受けた期間のうち、原則古い期間の保険料から納めることになります。





本日のお手続きは、これで終了となります。

いろいろとありがとう。



ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

免除・納付猶予





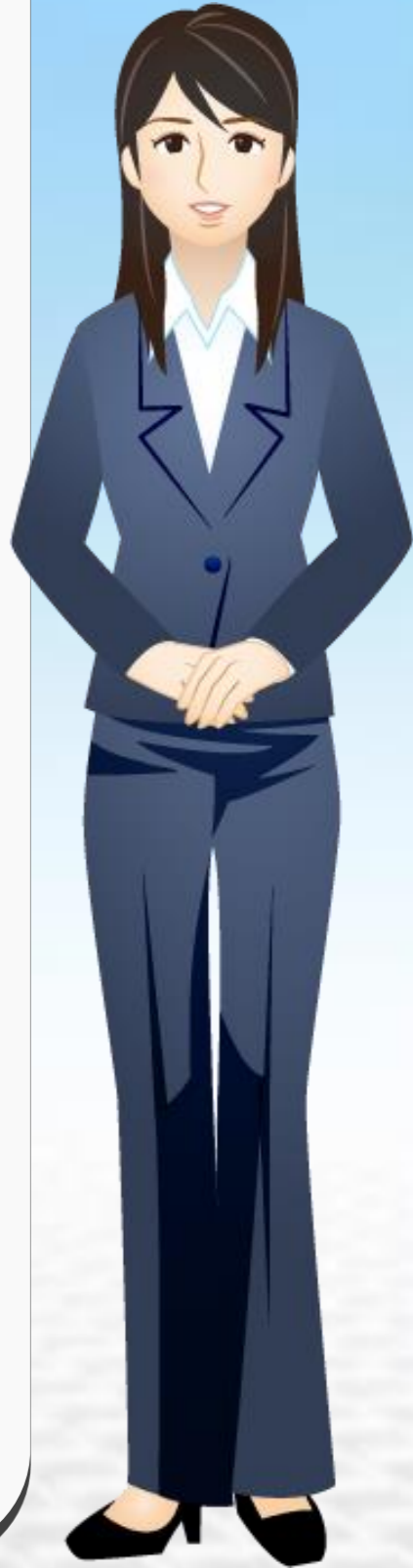
ケース1 失業等特例による免除申請のポイント



退職日や廃業日を確認できる書類により、免除対象となる期間を的確に把握する。

失業したこと等により申請を行うときで雇用保険の被保険者であった方 (ア、イのいずれか)		
<input type="checkbox"/>	ア	雇用保険受給資格証のコピー ハローワーク
<input type="checkbox"/>	イ	雇用保険被保険者離職票等のコピー 旧勤務先等
事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている方（ア～オのいずれか） (イ～オについては、あわせて失業の状態にあることの申立てが必要)		
<input type="checkbox"/>	ア	総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー 市区役所または町村役場
<input type="checkbox"/>	イ	履歴事項全部証明書または閉鎖事項全部証明書 会社の所在地を管轄する法務局
<input type="checkbox"/>	ウ	税務署等への異動届出書、個人事業の開廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）
<input type="checkbox"/>	エ	保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書
<input type="checkbox"/>	オ	その他、公的機関が交付する証明書等であつて、失業の事実が確認できる書類

チェックボックス	お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/>	国民年金保険料免除・納付猶予申請書	当窓口、年金事務所、日本年金機構のHP等
<input type="checkbox"/>	年金手帳（氏名の記載のページ）または基礎年金番号通知書のコピー <small>※基礎年金番号の確認</small>	日本年金機構
失業したこと等により申請を行うときで雇用保険の被保険者であった方 (ア、イのいずれか)		
<input type="checkbox"/>	ア	雇用保険受給資格証のコピー ハローワーク
<input type="checkbox"/>	イ	雇用保険被保険者離職票等のコピー 旧勤務先等





<ケース2 遡及免除申請のポイント>

「免除情報整理シート」を使用して、必要な情報を整理する。



各申請年度の直前の1月1日時点の来訪者の住所地



配偶者との同居の有無、世帯主の変更などの情報

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除()	平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)											
若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学生	平成26年中所得(※)により審査します											
納付状況	未納											
本人	A市											B市
配偶者	A市											
世帯主	A市											

平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)

免除()	平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)											
若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学生	平成24年中所得(※)により審査します											
納付状況	未納											
本人	A市											
配偶者	A市											
世帯主	A市											

平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)

免除()	平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)											
若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学生	平成23年中所得(※)により審査します											
納付状況	未納											
本人	A市											
配偶者	A市											
世帯主	A市											

(※) 地方税法上の所得(退職金、雑所得の繰越控除後の額)

20190401 | A4-01-2





<ケース2 遡及免除申請のポイント>

「免除情報整理シート」を使用して、必要な情報を整理する。



免除制度の目的 = 未納を防ぎ、老齢・障害・死亡リスクへ対処すること



免除期間は老齢基礎年金が減額される
⇒追納によって増額できること

免除・若年者納付猶予・学生納付特例の承認期間

免除 ()	平成27年度期間 (平成27年7月～平成28年6月)											
若年	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
学生	平成26年中所得 (※) により審査します											
納付状況	未納											
本人	A市 転居											B市
配偶者	A市											
世帯主												

平成25年度期間 (平成25年7月～平成26年6月)

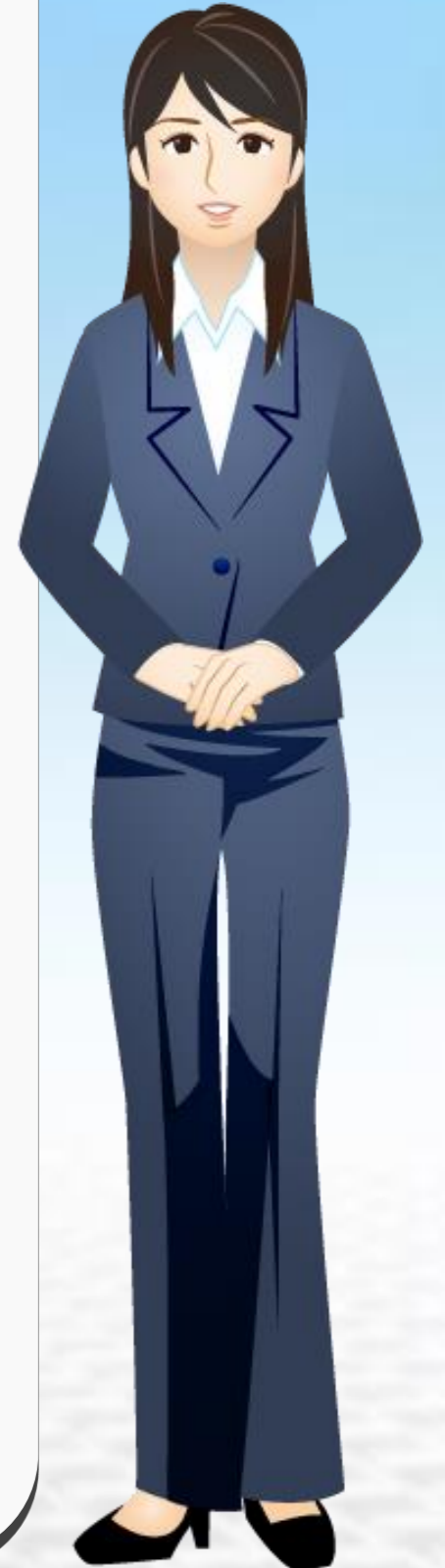
免除 ()	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
若年												
学生	平成24年中所得 (※) により審査します											
納付状況	A市											
本人												
配偶者												
世帯主												

平成24年度期間 (平成24年7月～平成25年6月)

免除 ()	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
若年												
学生	平成23年中所得 (※) により審査します											
納付状況	A市											
本人												
配偶者												
世帯主												

(※) 地方税法上の所得 (退職金、雑所得の繰越控除後の額)

20150401 | A4-01-2





<ケース2 遡及免除申請のポイント>

No.16-3 申請免除・若年者納付猶予制度

審査基準

■ 審査基準の対象および基準額は、以下のとおりとなります。

所得の審査の対象となる方	免除・納付猶予の種類	前年の所得（下記金額以下）
--------------	------------	---------------

- 次に該当する方は前年所得にかかわらず、その事実に基づいて審査します。世帯主や配偶者に一定以上の所得がある場合は免除されない場合があります。
 - ・生活保護法における生活扶助以外の扶助を受けている方
 - ・地方税法に規定する障がい者または寡婦の方で前年所得が125万円以下の方
 - ・災害により、被保険者世帯主等が所有する財産について、被害金額がその価格の概ね2分の1以上である損害を受けた方
 - ・失業等により経済的に保険料を納めることが困難な方
 - ・配偶者からの暴力を受け避難している方で、国民年金保険料を納付することが経済的に困難な方
 - ・特別障害給付金を受給している方
 - ・外国籍の方で生活保護に相当する保護（給付）を受けている方
- 所得の申告を行っていない方でも所得の申立の状況により、免除の対象となる場合があります。



免除・納付猶予



No.16-1 申請免除・若年者納付猶予制度

制度のご説明
本人・世帯主・配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合や失業などの場合は、本人が申請することによって保険料の全額または一部の納付が免除されます。

定額保険料（月額）	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	15,590円	15,250円	15,040円	14,980円

免除の種類	月額の保険料			
全額免除	0円	0円	0円	0円
4分の3免除（4分の1納付）	3,900円	3,810円	3,760円	3,750円
半額免除（2分の1納付）	7,800円	7,630円	7,520円	7,490円
4分の1免除（4分の3納付）	11,690円	11,440円	11,280円	11,240円

対象となる方

- 学生の方は、学生納付特別制度の対象となりますので、学生納付特別を申請してください。
- 海外居住者などで、日本に居住していない期間については、免除・若年者納付猶予の申請はできません。

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除	若年者納付猶予
対象者	第1号被保険者（任意加入被保険者および学生は対象外）				30歳未満の第1号被保険者（30歳になる月の前月まで）
留意事項	申請者・申請者の配偶者・世帯主3名のそれぞれの所得が基準に該当することが必要です。（P.45 留意事項参照）				申請者・申請者の配偶者2名のそれぞれの所得が全額免除基準に該当することが必要です。
免除・若年者納付猶予を受けられる期間	7月から翌年6月まで（納付期間日から2年を経過していない期間）				
継続申請	できます（一部不可）	できません（更新手続きが必要です）		できません（一部不可）	
将来受け取る老齢基礎年金（注）	8分の4	8分の5	8分の6	8分の7	年金額に反映されません
保険料の返納	10年以内であれば、さかのぼって納めることができます（一定期間を経過している場合には、当時の保険料に追加がかかります）				

(注) 平成21年4月以後の期間である場合
20150401 : A2-01-1

免除・若年者納付猶予・学生納付特別の承認期間

平成27年度前期（平成27年7月～平成28年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成26年度中期（注）により審査します

平成26年度後期（平成26年7月～平成27年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成25年度中期（注）により審査します

平成25年度前期（平成25年7月～平成26年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成24年度中期（注）により審査します

平成24年度後期（平成24年7月～平成25年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成23年度中期（注）により審査します

平成23年度前期（平成23年7月～平成24年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成22年度中期（注）により審査します

平成22年度後期（平成22年7月～平成23年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成21年度中期（注）により審査します

平成21年度前期（平成21年7月～平成22年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成20年度中期（注）により審査します

平成20年度後期（平成20年7月～平成21年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成19年度中期（注）により審査します

平成19年度前期（平成19年7月～平成20年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成18年度中期（注）により審査します

平成18年度後期（平成18年7月～平成19年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成17年度中期（注）により審査します

平成17年度前期（平成17年7月～平成18年6月）

7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
---	---	---	----	----	----	---	---	---	---	---	---

平成16年度中期（注）により審査します

(注) 地方税法上の所得（総所得、課税所得の総額控除後の額）
20150401 : A4-01-2

【国民年金】免除・納付猶予 必要書類リスト（申請免除・若年者納付猶予）

月 日までに、次の書類をご提出ください。

お手続きに必要な書類	入手先
<input type="checkbox"/> 国民年金保険料免除・納付猶予申請書	当窓口、年金事務所、日本年金機構のHP等
<input type="checkbox"/> 年金手帳（氏名の記載のページ）または基礎年金番号通知書のコピー <small>※基礎年金番号の確認</small>	日本年金機構
離したご等により申請を行うときで雇用保険の被保険者であった方（ア、イのいずれか）	
<input type="checkbox"/> ア 雇用保険受給資格者証のコピー	ハローワーク
<input type="checkbox"/> イ 雇用保険被保険者離職票等のコピー	退職先等
雇の停止（廃業）または休止の届出を行っている方（ア～オのいずれか） イ～オについては、あわせて失業の状態にあることの申立てが必要	
<input type="checkbox"/> ア 総合支援資金の貸付決定通知書のコピーおよび申請した時の添付書類のコピー	市区役所または町村役場
<input type="checkbox"/> イ 雇停止事項全部証明書または退職事項全部証明書	会社の所在地を管轄する法務局
<input type="checkbox"/> ウ 税務署等への真動届出書、個人事業の廃業等届出書または事業廃止届出書のコピー（受付印のあるもの）	
<input type="checkbox"/> エ 保健所への廃止届出書（控）（受付印のあるもの）または廃止届証明書	
<input type="checkbox"/> オ その他、公的機関が交付する証明書等であって、失業の事実が確認できる書類	

裏面に続く

20150401 : A4-02-1

